酒田市の都市計画

令和8年度版



酒田市　企画部　都市デザイン課

目　次

◎ 酒田市の概要

Ⅰ. 位置 …… 1
Ⅱ. 酒田市の都市計画区域 …… 2
　○ 都市計画区域図
　○ 人口集中地区（DID 地区）
Ⅲ. 都市計画関連年表 …… 3

◎ 酒田都市計画

Ⅰ. 都市計画の構成 …… 5
Ⅱ. 土地利用 …… 6
　1　都市計画区域 …… 6
　2　市街化区域及び市街化調整区域 …… 6
　3　地域地区 …… 8
　　（1）用途地域
　　○ 建築物の用途制限の概要
　　（2）特別用途地区
　　（3）高度利用地区
　　（4）防火地域及び準防火地域
　　（5）臨港地区
　4　促進地区 …… 12
　　（1）市街地再開発促進区域
Ⅲ. 都市施設 …… 12
　1　交通施設 …… 12
　　（1）道路
　　（2）駐車場
　　（3）その他（駅前広場）
　2　公共空地 …… 15
　　（1）公園
　　（2）緑地
　3　供給施設又は処理施設 …… 21
　　（1）下水道
　　○ 公共下水道
　　○ 最上川下流流域下水道
　　（2）汚物処理場・ごみ焼却場
　4　水路 …… 23
　　（1）河川
　5　市場 …… 23
Ⅳ. 市街地開発事業 …… 24
　1　土地区画整理事業 …… 24
　2　市街地再開発事業 …… 24
Ⅴ. 地区計画 …… 25
Ⅵ. 資料 …… 26
　酒田都市計画における面積及び人口の推移
　人口集中地区（DID 地区）に関する推移
　土地区画整理事業
　市街地再開発事業
　開発行為
　土地区画整理事業及び開発行為実施箇所図
　令和 3 年度全国道路交通情勢調査
　令和 3 年度全国道路交通情勢調査交通量図
　酒田市立地適正化計画

◎ 八幡都市計画

Ⅰ. 都市計画の構成 …… 36
Ⅱ. 土地利用 …… 37
　1　都市計画区域 …… 37
　2　地域地区 …… 38
　　（1）用途地域
　　○ 建築物の用途制限の概要
　　（2）特別用途地区
Ⅲ. 都市施設 …… 41
　1　交通施設 …… 41
　　（1）道路
　2　公共空地 …… 42
　　（1）公園
　3　供給施設又は処理施設 …… 44
　　（1）下水道
　　○ 公共下水道
　4　火葬場 …… 44
Ⅳ. 資料 …… 45
　土地区画整理事業
　開発行為
　土地区画整理事業及び開発行為実施箇所図
　令和 3 年度全国道路交通情勢調査
　令和 3 年度全国道路交通情勢調査交通量図

◎ 酒田市の概要

Ⅰ. 位　置

酒田市は、山形県の北西部、最上川が日本海に注ぐ河口に位置し、東西 54.5(33.7)km、南北 48.3(35.5)km、面積 602.98k ㎡となっており、北西約 39km の海上には東北の日本海側では唯一の離島、飛島を有しています。

方位	経度・緯度	距離
東端	東経　140° 09′ 03″	東西 54.5 km (33.7)
西端	東経　139° 31′ 13″	
南端	北緯　38° 46′ 26″	南北 48.3 km (35.5)
北端	北緯　39° 12′ 31″	

※ ()内は、飛島を除いた数値です。



Ⅱ. 酒田市の都市計画区域

酒田市は、平成 17 年 11 月 1 日の旧酒田市・旧八幡町・旧松山町・旧平田町の一市三町の合併に伴い、新「酒田市」となり、現在、「酒田都市計画区域」・「八幡都市計画区域」の二つの都市計画区域があります。

酒田都市計画は、昭和 10 年に都市計画区域を指定し、昭和 59 年に区域区分を定め、「市街化区域」・「市街化調整区域」の二つの区域を有しています。

八幡都市計画は、昭和 35 年に都市計画区域を指定し、区域区分を定めない「非線引用途地域」・「非線引白地地域」の二つの区域を有しています。

松山地区、平田地区については、都市計画区域を指定していません。

行政区域面積(ha)	酒田都市計画区域面積(ha)		八幡都市計画区域面積(ha)		都市計画区域外面積(ha)
	11,569 (19.2%) ※		625 (1.0%)		
60,298	うち市街化区域	うち市街化調整区域	うち非線引用途地域	うち非線引用途白地	48,104 (79.8%)
	2,733 (4.5%)	8,836 (14.7%)	120 (0.2%)	505 (0.8%)	

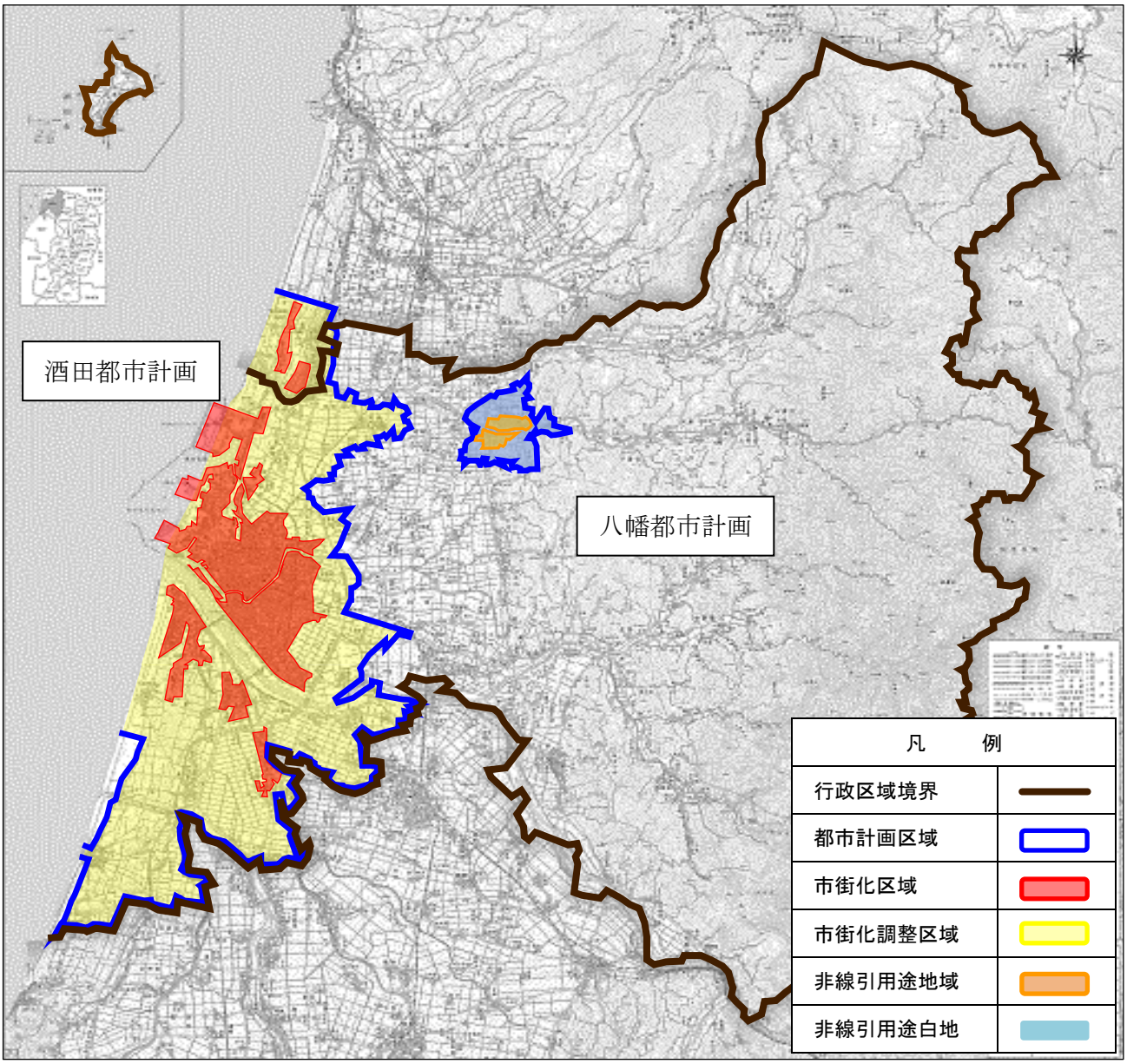
()内は、行政区域面積に対するそれぞれの面積の割合を示した数値です。　(令和8年 3 月 31 日現在)

※ 遊佐町は含まれていません。



酒田都市計画区域

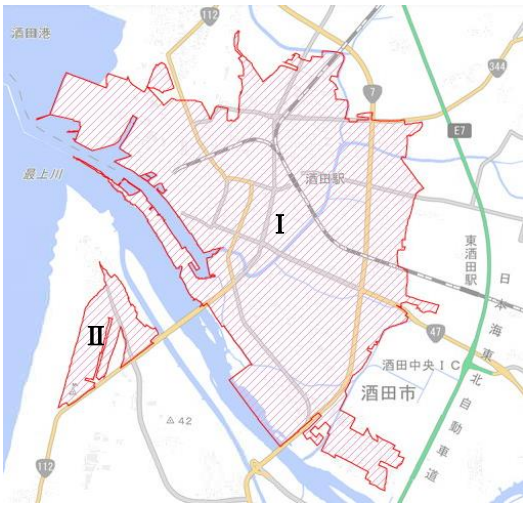
○ 都市計画区域図



○ 人口集中地区（DID地区）

令和２年（資料：国勢調査）			
区域	人口（人）	面積（k㎡）	密度（人/k㎡）
Ⅰ	52,740	16.32	3,231
Ⅱ	5,933	1.10	5,393
計	58,673	17.42	3,368

人口集中地区（DID地区）とは、①原則として人口密度が 1k ㎡当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域をいう。



人口集中地区：□

Ⅲ. 都市計画関連年表

酒田都市計画関連年表　　※ … 主な都市計画決定

大永元年 (1521)		三十六人衆が本町に町づくりを始める
寛文 12 年 (1672)		河村瑞賢が来酒し、西廻り航路を整備
宝歴 8 年 (1758)		本間光丘が西浜に植林を始める
明治 2 年 (1869)		版籍奉還、酒田県を置く
明治 22 年 (1889)		酒田に町制が布かれる
大正 3 年 (1914)		陸羽横断鉄道酒田線開通、酒田駅落成
大正 8 年 (1919)		最上川改修に付帯した酒田港築港計画策定
昭和 4 年 (1929)		酒田港が第二種重要港湾に指定
昭和 5 年 (1930)		上水道が創設される
昭和 8 年 (1933)		市制施行
昭和 10 年 (1935)	※	都市計画区域を指定
昭和 11 年 (1936)		両羽橋竣工
昭和 12 年 (1937)	※	用途地域を決定、都市計画道路を決定
昭和 17 年 (1942)		国道7号鶴岡酒田間工事完成
昭和 23 年 (1948)	※	日和山、光ケ丘公園を決定
昭和 25 年 (1950)	※	準防火地域を決定
昭和 26 年 (1951)		酒田港が重要港湾に指定
昭和 29 年 (1954)		近隣10ヵ村を合併、人口 93,719 人
昭和 33 年 (1958)	※	臨港地区を決定
昭和 37 年 (1962)		酒田港1万トン岸壁竣工
昭和 39 年 (1964)		新潟地震発生
昭和 45 年 (1970)	※	公共下水道を決定
昭和 47 年 (1972)		出羽大橋完成、酒田バイパス全線開通
昭和 48 年 (1973)	※	駅前地区を高度利用地区、市街地再開発事業に決定
昭和 49 年 (1974)		酒田北港開港
昭和 51 年 (1976)		酒田大火発生、新両羽橋完成、住民登録人口が 10 万人を突破
昭和 52 年 (1977)	※	防火地域を決定、準防火地域を拡大
	※	中町地区を高度利用地区、市街地再開発促進区域に決定
	※	中央地下駐車場を決定
昭和 54 年 (1979)		公共下水道終末処理場供用開始
昭和 55 年 (1980)	※	ごみ焼却場・汚物処理場を決定、食肉処理場を決定
昭和 59 年 (1984)	※	市街化区域及び市街化調整区域を決定、大多新田地区計画を決定
昭和 60 年 (1985)		日和山公園に「文学の散歩道」完成、酒田バイパス4車線開通
平成 3 年 (1991)		庄内空港開港
平成 4 年 (1992)	※	最上川下流流域下水道を決定
		東方水上シルクロード開設
平成 5 年 (1993)		庄内が地方拠点都市地域に指定される
平成 7 年 (1995)	※	新用途地域に指定替え
		釜山港との定期コンテナ航路開設
平成 8 年 (1996)	※	庄内青果物卸売市場を決定
平成 9 年 (1997)		東北横断自動車道酒田線酒田IC開通
平成 12 年 (2000)		酒田港国際ターミナル供用開始
平成 13 年 (2001)		東北公益文科大学開学、東北横断自動車道酒田線全線開通（一般国道併用）
平成 14 年 (2002)		酒田市都市計画マスタープラン策定
平成 15 年 (2003)		酒田港がリサイクルポートに指定される
平成 16 年 (2004)	※	都市計画道路酒田余目線を決定
平成 17 年 (2005)		一市三町の合併により、新「酒田市」が誕生する
平成 18 年 (2006)		景観法に基づく景観行政団体となる
		中町三丁目地区第一種市街地再開発事業　竣工
平成 20 年 (2008)		「酒田市景観計画」を策定

平成 21 年（2009）	※	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を決定
	※	都市計画道路酒田遊佐線を決定
平成 24 年（2012）		出羽大橋4車線開通
平成 27 年（2015）		国道 47 号余目酒田道路 新堀東町間開通
平成 29 年（2017）	※	酒田駅前地区第一種市街地再開発事業の決定
平成 29 年（2017）	※	酒田中町二丁目地区第一種市街地再開発事業の決定
平成 30 年（2018）		国道 47 号余目酒田道路 庄内町廻館～酒田市新堀間開通
平成 31 年（2019）		酒田市都市計画マスタープラン改定
令和元年 （2019）		酒田市立地適正化計画公表
令和 2 年 （2020）		日本海沿岸東北自動車道「酒田みなとIC～遊佐比子IC」開通
令和 3 年 （2021）		酒田中町二丁目地区第一種市街地再開発事業 竣工
令和 4 年 （2022）		酒田駅前地区第一種市街地再開発事業 竣工
令和 4 年 （2022）		都市計画道路豊里十里塚線 酒田市上本町～山居町間開通
令和 5 年 （2023）		酒田駅前広場整備工事 竣工
令和 7 年 （2025）		酒田駅駅東広場整備工事 竣工

八幡都市計画関連年表

※ … 主な都市計画決定

明治 17 年（1884）		一条村、大蕨村、福山村の三ヵ村に統合
明治 22 年（1889）		市町村制が施行され、一條村、観音寺村、大沢村、日向村となる
昭和 29 年（1954）		一條村、観音寺村、大沢村、日向村の四ヵ村が合併。八幡町となる
昭和 35 年（1960）	※	都市計画区域を指定
昭和 36 年（1961）	※	都市計画道路を決定
昭和 38 年（1963）		鳥海国定公園を指定
昭和 43 年（1968）	※	舞鶴公園を決定
昭和 48 年（1973）	※	用途地域を決定
昭和 54 年（1979）		市条バイパス開通
昭和 59 年（1984）		上青沢バイパス（国道 344 号）、北沢バイパス（国道 345 号）開通
平成 元年（1989）	※	八幡町立斎場を決定
平成 2 年 （1990）	※	公共下水道を決定
平成 4 年 （1992）		市条土地区画整理事業竣工
平成 6 年 （1994）		八幡浄化センター供用開始
平成 7 年 （1995）	※	新用途地域に指定替え
平成 14 年（2002）		八幡町都市計画マスタープラン策定
平成 17 年（2005）		一市三町の合併により、新「酒田市」が誕生する
平成 18 年（2006）		景観法に基づく景観行政団体となる
平成 20 年（2008）		「酒田市景観計画」を策定
平成 21 年（2009）	※	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）を決定

◎ 酒田都市計画

都市計画の構成

Ⅰ．都市計画の構成

1 都市計画区域（都市計画法第 5 条）

※ 　は、酒田都市計画において決定しているものです。

- 区域区分（法第 7 条）
 - 市街化区域及び市街化調整区域
- 地域地区（法第 8 条）
 - 用途地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 田園住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 特別用途地区
 - 大規模集客施設制限地区
 - 特定用途制限地域
 - 特例容積率適用地区
 - 高層住居誘導地区
 - 高度地区、高度利用地区
 - 特定街区
 - 都市再生特別地区、居住調整地域、特定用途誘導地区
 - 防火地域、準防火地域
 - 特定防災街区整備地区
 - 景観地区
 - 風致地区
 - 駐車場整備地区
 - 臨港地区
 - 歴史的風土特別保存地区
 - (第一種・第二種)歴史的風土保存地区
 - 緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域
 - 流通業務地区
 - 生産緑地地区
 - 伝統的建造物群保存地区
 - 航空機騒音障害防止(特別)地区
- 促進区域（法第 10 条の 2）
 - 市街地再開発促進区域
 - 土地区画整理促進区域
 - 住宅街区整備促進区域
 - 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
- 遊休土地転換利用促進地区（法第 10 条の 3）
- 被災市街地復興推進地域（法第 10 条の 4）
- 都市施設（法第 11 条）
 - 交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル、その他）
 - 公共空地（公園、緑地、広場、墓園、その他）
 - 供給施設、処理施設（水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、その他）
 - 水路（河川、運河、その他）
 - 教育文化施設（学校、図書館、研究施設、その他）
 - 医療施設、社会福祉施設（病院、保育所、その他）
 - 市場、と畜場、火葬場
 - 一団地の住宅施設
 - 一団地の官公庁施設
 - 流通業務団地
 - 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
 - 一団地の復興再生拠点市街地形成施設
 - 一団地の復興拠点市街地形成施設
 - 電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設
- 市街地開発事業（法第12条）
 - 土地区画整理事業
 - 新都市基盤整備事業
 - 住宅街区整備事業
 - 防災街区整備事業
 - 新住宅市街地開発事業
 - 工業団地造成事業
 - 市街地再開発事業
- 市街地開発事業予定区域（法第 12 条の 2）
 - 新住宅市街地開発事業の予定区域
 - 一団地の住宅施設の予定区域
 - 一団地の官公庁施設の予定区域
 - 流通業務団地の予定区域
 - 工業団地造成事業の予定区域
 - 新都市基盤整備事業の予定区域
- 地区計画等（法第 12 条の 4）
 - 地区計画
 - 沿道地区計画
 - 集落地区計画
 - 防災街区整備地区計画
 - 歴史的風致維持向上地区計画

2 準都市計画区域（法第 5 条の 2）

用途地域、特別用途地区、高度地区、景観地区、風致地区等

Ⅱ. 土地利用

1 都市計画区域

自然的･社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定しています。

酒田都市計画では、昭和 8 年 5 月 10 日に旧都市計画法の適用を受け、昭和 10 年に「酒田都市計画区域」2,439ha を設定しました。その後、町村合併などに伴い区域を 9,496ha まで拡大しましたが、昭和 43 年に新都市計画法に基づいて区域の再検討を行い、区域の一部を削除して 6,759ha に指定し直しています。

昭和 47 年には、広域的な土地利用の観点から遊佐町の一部を区域に含め、平成 4 年には、空港や高速道路、港湾の整備計画等に合わせた見直しを行っています。また、平成 16 年 5 月 14 日には、酒田余目線の都市計画決定に合わせた見直しを行いました。現在、12,143ha を決定しています。

	都市名	行政区域		都市計画区域		当初決定年月日	最終決定年月日
		面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)		
酒田都市計画	酒田市	60,298	91,487	11,569	72,894	昭和 10 年 3 月 26 日	平成 16 年 5 月 14 日
	遊佐町	－	－	574	749	昭和 47 年 7 月 7 日	
	合計	60,298	91,487	12,143	73,643		

（令和8年 3 月 31 日現在）

○ 酒田都市計画区域変更の主な経緯

告示年月日		面積	備考
当初決定	昭和 10 年 3 月 26 日	2,439ha で決定	
第1回変更	昭和 17 年 12 月 26 日	7,415ha に変更	川南地区(4,976ha)を追加
第2回変更	昭和 33 年 4 月 8 日	9,496ha に変更	本楯地区(2,081ha)を追加
第3回変更	昭和 43 年 12 月 19 日	6,759ha に変更	上野曽根、川南地区(2,737ha)を削除
第4回変更	昭和 47 年 7 月 7 日	7,481ha に変更	西遊佐地区(574ha)を追加
第5回変更	昭和 59 年 3 月 30 日	8,049ha に変更	東へ拡大(牧曽根等 568ha)
(変更)	平成 2 年 5 月 15 日	8,092ha に変更	地先公有水面の埋立地(43ha)
第6回変更	平成 4 年 10 月 2 日	10,755ha に変更	庄内空港まで拡大(2,663ha)
第7回変更	平成 16 年 5 月 14 日	12,105ha に変更	新堀地区と中平田地区の一部を追加(1,350ha)
(変更)	平成 29 年 3 月 3 日	12,142ha に変更	公有水面埋立地等を追加(37ha)
(変更)	平成 30 年 2 月 2 日	12,142ha に変更	公有水面埋立地等を追加(0.2ha)
(変更)	令和元年 12 月 17 日	12,143ha に変更	公有水面埋立地等を追加(1.1ha)

※ 平成 2 年、平成 29 年、平成 30 年、令和元年の変更は告示行為を伴いません。

2 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街地の拡大を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分し、市街化区域及び市街化調整区域を指定しています。酒田都市計画では、昭和 55 年の国勢調査で人口が 10 万人を超えたことを契機に、将来の良好な土地利用を目指して総合的な都市計画の見直しを行い、昭和 59 年 3 月 30 日に線引き都市となりました。

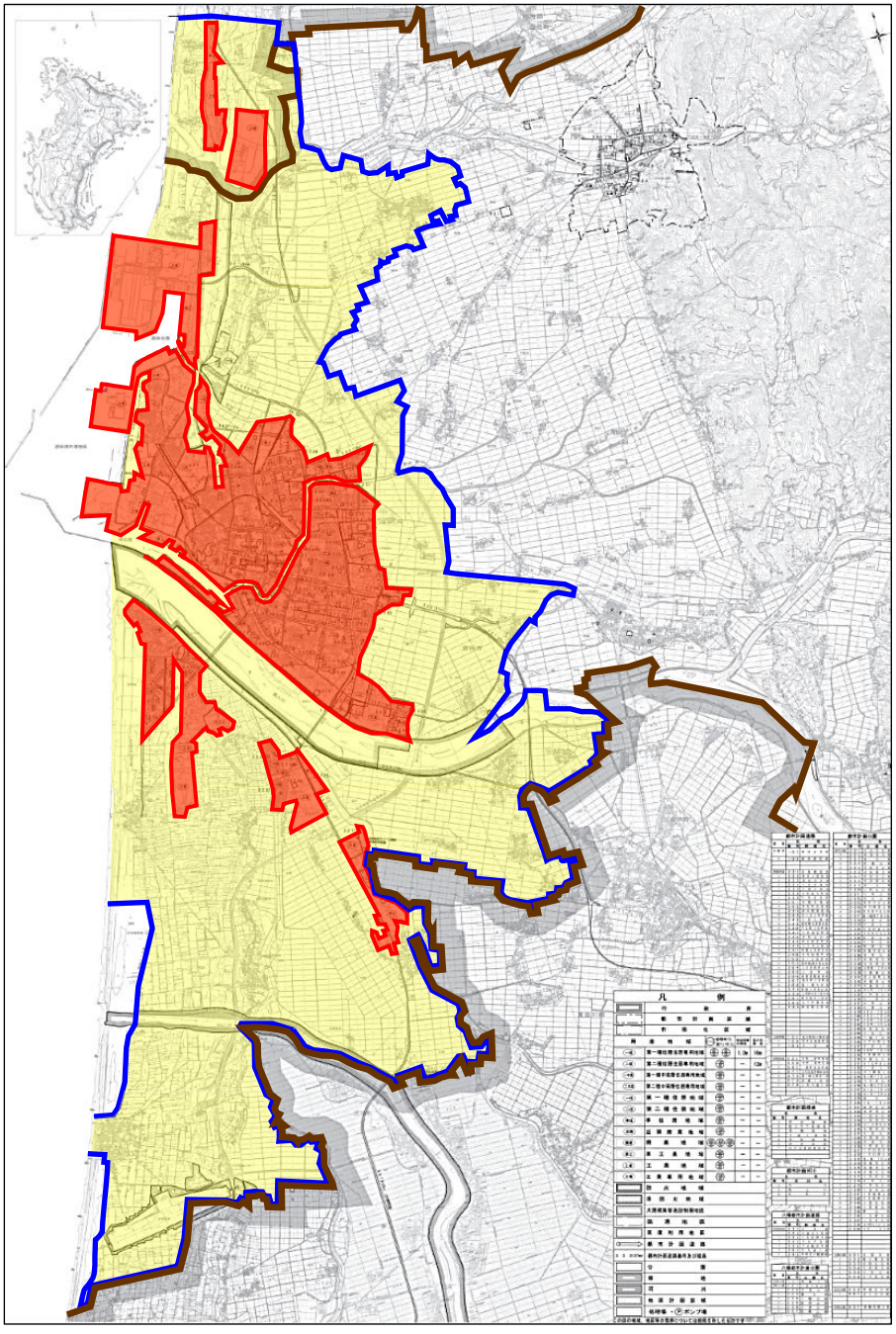
都市名	市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域		当初／最終決定年月日
	面積(ha)	人口	面積(ha)	人口	面積(ha)	人口	
酒田市	2,733	62,158	8,836	10,736	11,569	72,894	昭和 59 年 3 月 30 日
遊佐町	143	138	431	611	574	749	令和元年 12 月 17 日
合 計	2,876	62,296	9,267	11,347	12,143	73,643	

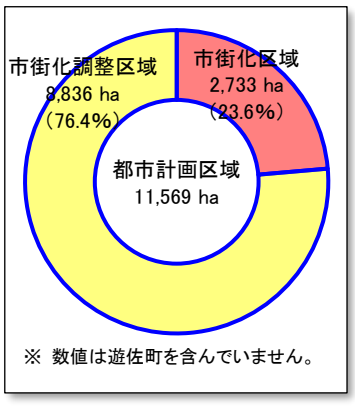
（令和8年 3 月 31 日現在）

○ 市街化区域変更の経緯

告示年月日	面積	備考
当初決定　昭和 59 年 3 月 30 日	2,655ha で決定	遊佐町行政区域内の 143ha を含む
第1回変更　昭和 60 年 7 月 2 日	2,699ha に変更	十里塚字村東山を編入(エプソン)
第2回変更　平成 2 年 5 月 15 日	2,742ha に変更	古湊・袖岡地先等を編入(港湾整備事業箇所)
第3回変更　平成 4 年 6 月 26 日 (第1回定期見直し)	2,784ha に変更	古荒新田等を編入、豊里芦原地区は調整区域へ
第4回変更　平成 6 年 11 月 29 日	2,809ha に変更	酒井新田西・東と亀ケ崎東部を編入
第5回変更　平成 13 年 5 月 25 日 (第2回定期見直し)	面積変更なし	「整備、開発及び保全の方針」の変更
第6回変更　平成 16 年 5 月 14 日	2,846ha に変更	京田四丁目地区等を編入
第7回変更　平成 29 年 3 月 3 日	2,875ha に変更	大浜二丁目地先等を編入
第8回変更　平成 30 年 2 月 2 日	面積変更なし	高砂字高砂地先を編入
第9回変更　令和元年 12 月 17 日	2,876ha に変更	高砂字高砂地先を編入

酒田都市計画区域図





※ 数値は遊佐町を含んでいません。

凡　例	
行政区域境界	
都市計画区域	
市街化区域	
市街化調整区域	

3 地域地区

(1) 用途地域

用途地域は、建築物の用途や容積率、建ぺい率などに対して一定の規制を行うことにより、市街化区域における生活環境の向上と商工業の利便の増進を図ることを目的に定められています。

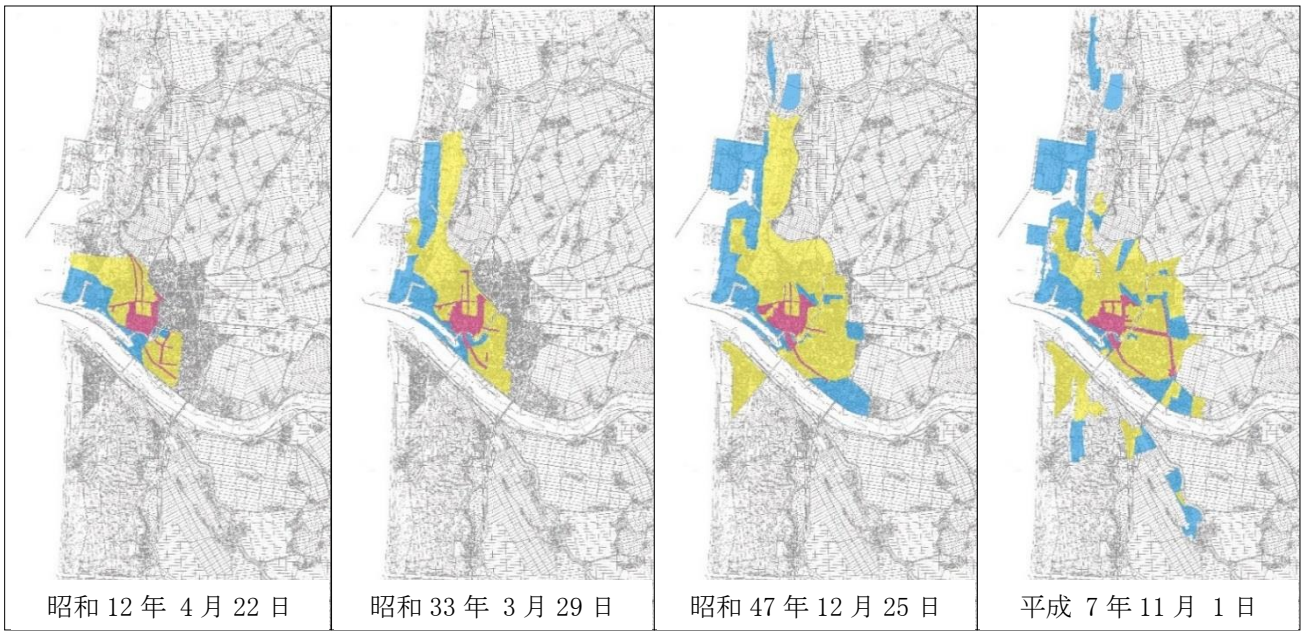
酒田都市計画では、昭和 12 年に当初決定しています。

現在の用途地域は、居住環境保護や多様化した市街地への適切な対応を目的とした平成 4 年の都市計画法及び建築基準法の改正を受け、平成 7 年に用途地域を 8 種類から 12 種類に細分化して指定替えしたものです。

用途地域 区分	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	酒田市 面積 (ha)	酒田市 比率 (%)	遊佐町 面積 (ha)	遊佐町 比率 (%)	計 面積 (ha)	計 比率 (%)
第一種低層住居専用地域 (川南地区)	80	50	76				76	
第一種低層住居専用地域 (その他地区)	60	50	98		—	—	98	
			計 174	6.4			計 174	6.0
第二種低層住居専用地域	100	60	12	0.4	—	—	12	0.4
第一種中高層住居専用地域	200	60	684	25.0	—	—	684	23.8
第二種中高層住居専用地域	200	60	28	1.0	—	—	28	1.0
第一種住居地域	200	60	321	11.8	—	—	321	11.2
第二種住居地域	200	60	184	6.7	—	—	184	6.4
準住居地域	200	60	20	0.7	—	—	20	0.7
田園住居地域	—	—	—	—	—	—	—	—
近隣商業地域	200	80	57	2.1	—	—	57	2.0
商業地域 (駅前地区)	500	80	1				1	
(中町・中町三丁目地区)	450	80	3		—	—	3	
(その他地区)	400	80	113				113	
			計 117	4.3			計 117	4.1
準工業地域	200	60	326	11.9	28	19.6	354	12.3
工業地域	200	60	206	7.6	—	—	206	7.1
工業専用地域	200	60	604	22.1	115	80.4	719	25.0
計			2,733	100.0	143	100.0	2,876	100.0
当初／最終決定年月日			昭和 12 年 4 月 22 日 令和 2 年 12 月 8 日		昭和 47 年 12 月 25 日 平成 7 年 11 月 29 日			

用途地域変遷図

住居系用途　商業系用途　工業系用途



昭和 12 年 4 月 22 日　昭和 33 年 3 月 29 日　昭和 47 年 12 月 25 日　平成 7 年 11 月 1 日

○ 用途地域における建築物の用途制限の概要

土地利用

用途地域内の建築物の用途制限 □ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ▲ は、面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備　考
住居、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50 ㎡以下かつ建築物の延べ面積の 2 分の 1 未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150 ㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	① 日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2 階以下。 ② ①に加え、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2 階以下。 ③ 2 階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。 ⑤ 酒田都市計画のうち、遊佐町のみ。 ⑥ 農産物直売所、農家レストランのみ。2 階以下。
	店舗等の床面積が 150 ㎡を超え、500 ㎡以下のもの	■	■	②	③	○	○	○	⑥	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500 ㎡を超え、1,500 ㎡以下のもの	■	■	■	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500 ㎡を超え、3,000 ㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以下のもの	■	■	■	■	■	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 10,000 ㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	⑤	■	■	
事務所等	事務所等の床面積が 150 ㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	■	○	○	○	○	○	▲ 2 階以下
	事務所等の床面積が 150 ㎡を超え、500 ㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	■	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500 ㎡を超え、1,500 ㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	■	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500 ㎡を超え、3,000 ㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	■	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000 ㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	○	○	■	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		■	■	■	■	▲	○	○	■	○	○	○	■	■	▲ 3,000 ㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	■	■	■	■	①	○	○	■	○	○	○	○	■	① 3,000 ㎡以下 ② 10,000 ㎡以下 ③ 客席 200 ㎡未満 ④ 個室付浴場等を除く
	カラオケボックス等	■	■	■	■	■	○	○	■	○	○	②	○	○	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	■	■	■	②	②	■	○	○	②	②	■	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	■	■	■	■	■	■	③	■	○	○	②	■	■	
	キャバレー、個室付浴場等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	④	■	■	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	○	○	○	○	○	■	○	○	○	■	■	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	■	■	○	○	○	○	○	■	○	○	○	■	■	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 600 ㎡以下
	自動車教習所	■	■	■	■	▲	○	○	■	○	○	○	○	○	▲ 3,000 ㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）	■	■	▲	▲	▲	▲	○	■	○	○	○	○	○	▲ 300 ㎡以下 2 階以下
	建築物付属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の 1/2 以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	① 600 ㎡以下 1 階以下 ② 3,000 ㎡以下 2 階以下 ③ 2 階以下
		※ 一団地の敷地内について別に制限あり													
	倉庫業倉庫	■	■	■	■	■	■	○	■	○	○	○	○	○	
	畜舎（15 ㎡を超えるもの）	■	■	■	■	▲	○	○	■	○	○	○	○	○	▲ 3,000 ㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が 50 ㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2 階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	■	①	①	①	■	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50 ㎡以下 ②150 ㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■	■	■	■	■	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
	自動車修理工場	■	■	■	■	①	①	②	■	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50 ㎡以下 ② 150 ㎡以下 ③ 300 ㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量 量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	① 1,500 ㎡以下 2 階以下 ② 3,000 ㎡以下
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量 量が少ない施設	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量 量がやや多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量 量が多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

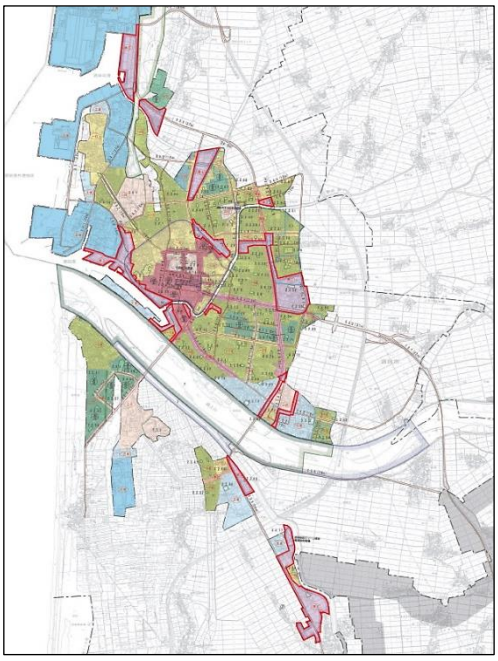
(2) 特別用途地区

① 大規模集客施設制限地区

大規模集客施設制限地区は、都市の機能がバランス良く配置されたコンパクトなまちづくりを実現し、中心市街地の活性化を図るために、大規模集客施設の立地を制限する地区です。

本市では、市内の準工業地域の全域を決定しています。(遊佐町の準工業地域を除く)

区域	面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号
酒田都市計画	約 326	平成 21 年 2 月 17 日 酒田市告示第 39 号	―



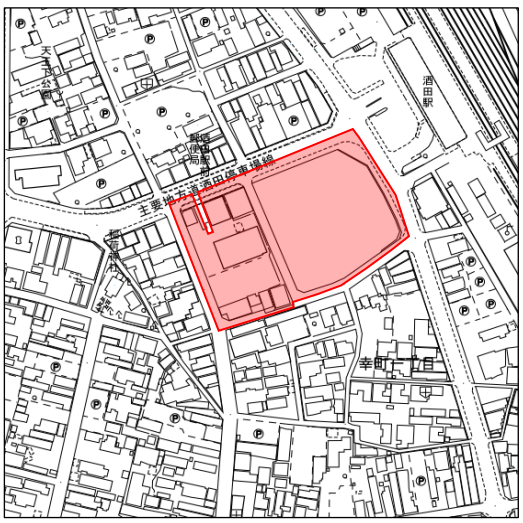
・ 大規模集客施設とは

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する部分(売り場等のほか、通路、バックヤード等を含みますが、駐車場は除きます。また劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限ります。)の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるものです。

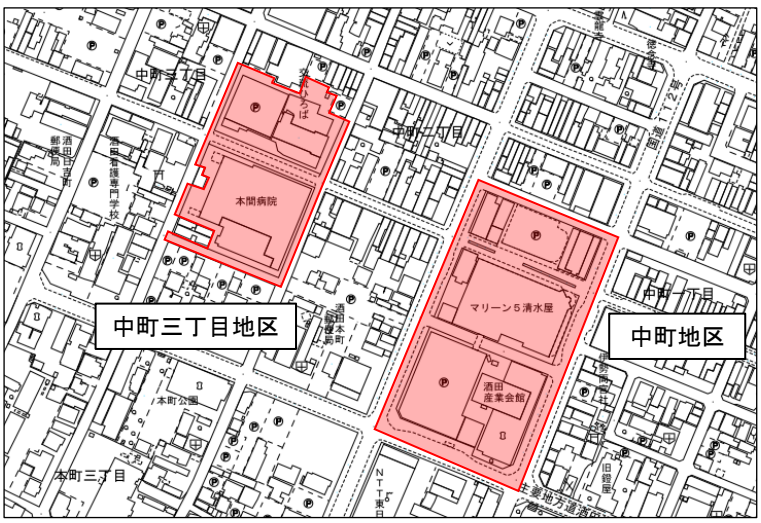
(3) 高度利用地区

高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、容積率の最高・最低限度や建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度などを定める地区です。本市では、酒田駅前地区、中町地区及び中町三丁目地区を決定しています。

地区名	面積 (ha)	容積率(%)		建ぺい率 (%)	壁面後退距離	建築面積の最低限度 (㎡)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号
		最高限度	最低限度					
駅前地区	約 1.4	500	200	80	―	200	昭和 48 年 11 月 10 日 酒田市告示第 90 号	平成 29 年 3 月 27 日 酒田市告示第 122 号
中町地区	約 2.1	450	150	80	―	200	昭和 52 年 6 月 1 日 酒田市告示第 58 号	平成 29 年 3 月 27 日 酒田市告示第 122 号
中町三丁目地区	約 1.2	450	150	80	―	200	平成 14 年 8 月 1 日 酒田市告示第 145 号	―



駅前地区

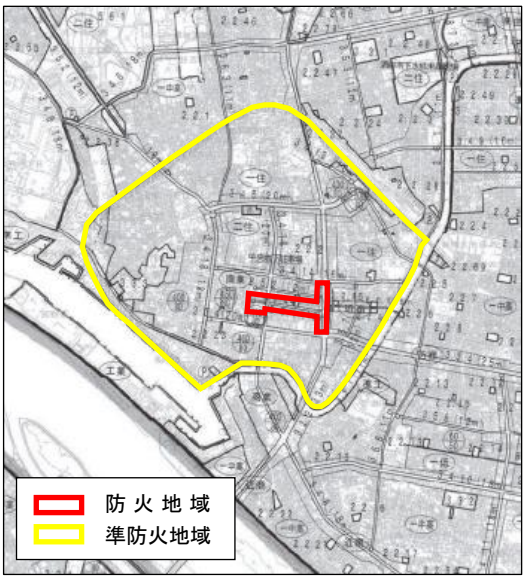


中町地区 ／ 中町三丁目地区

(4) 防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、市街地における建築物の耐火性能を向上させ、火災による延焼拡大を防除するために指定しています。

本市では、昭和 52 年に大火復興にあわせた防災都市づくりの一環として、中町通り及び浜町通りの復興区域を新たに防火地域に指定するとともに、準防火地域についても大幅に区域を拡大し、臨港線と新井田川に囲まれた中心市街地の大半の区域を指定しています。



区分	面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号
防火地域	5.3	昭和 52 年 6 月 1 日 酒田市告示第 57 号	―
準防火地域	248.7	昭和 25 年 10 月 24 日 建設省告示第 1132 号	昭和 52 年 6 月 1 日 酒田市告示第 57 号

(5) 臨港地区

臨港地区は、港湾施設の機能及び利便の向上と港湾の管理運営の円滑化を図ろうとするものです。

本市では、昭和 33 年、全国に先がけて酒田港を臨港地区に指定しています。

港湾名	種別	臨港地区面積 (ha)	分区面積 (ha)							当初／最終決定年月日 (告示番号)
			商港区	特殊物資港区	工業港区	魚港区	保安港区	修景厚生港区	計	
酒田港	重要	715.7	147.9	―	449.7	16.1	6.6	49.8	670.1	昭和 33 年 3 月 29 日 (建設省告示第 679 号) 令和元年 12 月 17 日 (山形県告示第 524 号)

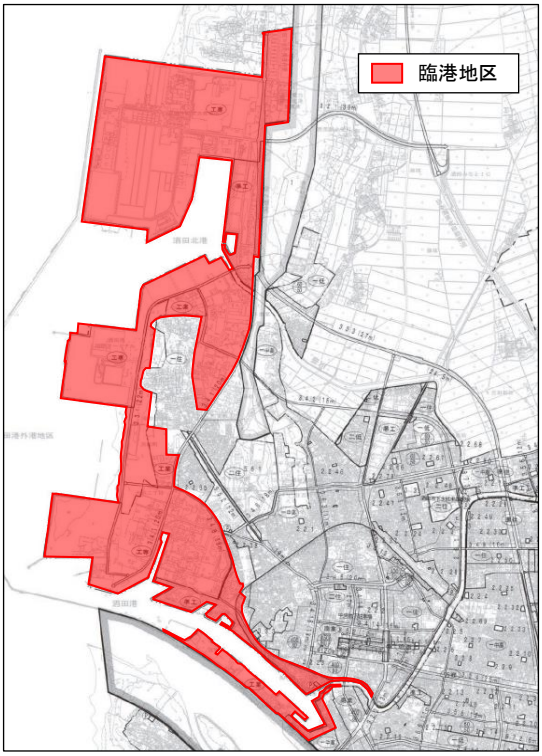
※ 平成 10 年 4 月 1 日に臨港地区内の分区の指定が行われています。
(臨港地区面積と分区面積計が異なるのは、臨港地区内の保安林等が除かれているためです。)

※ 令和 2 年 6 月 19 日山形県告示により分区を変更しています。

※ 令和 6 年 7 月 19 日山形県告示により分区を変更しています。



酒田国際ターミナル



4 促進地区

(1) 市街地再開発促進区域

市街地再開発促進区域は、民間による計画的な再開発の実施を促進するために定める地区です。

本市では、火災復興建設計画の一環として、防災機能を備える市街地の形成を目的に、中町地区を組合及び個人施行による市街地再開発事業促進区域として決定しました。

地区名	面積 (ha)	事業化の有無	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	備考
中町地区	2.1	有	昭和 52 年 6 月 1 日 酒田市告示第 59 号	昭和 53 年 3 月 25 日 酒田市告示第 39 号	昭和 54 年度事業完了

Ⅲ. 都市施設

1 交通施設

(1) 道路

酒田都市計画道路は、昭和 12 年に 37 路線、延長 62,957m を決定して以来、昭和 33 年、昭和 41 年の全面変更、昭和 51 年の大火復興計画、昭和 57 年及び平成 4 年の庄内都市圏総合都市交通体系調査報告に基づく幹線道路網及び幅員構成の変更、さらに平成 24 年には、山形県都市計画道路見直しガイドラインに基づく見直しを行い、現在 44 路線、延長約 106,670m を決定しています。

都市計画道路 総括

路線数	計画延長	完成(換算)延長	整備率
44 路線	約 106,670m	約 72,472m	67.9%

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

自動車専用道路

番号	名称	幅員 (m)	車線数	計画延長(m)	完成(換算)延長(m)	当初決定年月日	最終決定年月日
1･3･1	酒田余目線	22	4	10,510 (酒)3,930 (庄)6,580	5,260 (酒)1,970 (庄)3,290	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 344 号)	平成 20 年 12 月 24 日 (山形県告示第 1107 号)
1･3･2	酒田遊佐線	22	4	11,920 (酒)2,480 (遊)9,440	5,960 (酒)1,240 (遊)4,720	平成 21 年 4 月 21 日 (山形県告示第 458 号)	—
計 2 路線				22,430 (酒)6,410 (他)16,020	11,220 (酒)3,210 (他)8,010		

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

幹線街路

番号	名称	幅員 (m)	車線数	計画延長 (m)	完成(換算)延長(m)	概成済延長(m)	当初決定年月日	最終決定年月日
3･2･1	宮海藤塚線	30	4	2,170	1,220		昭和 41 年 5 月 25 日 (建設省告示第 1579 号)	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 345 号)
3･2･2	豊里十里塚線	33	4	8,650	5,550		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 17 年 10 月 28 日 (山形県告示第 960 号)
3･2･3	酒田余目線	31	4	2,920	1,570	950	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 344 号)	平成 20 年 12 月 24 日 (山形県告示第 1107 号)
3･3･1	大浜宮海線	22	4	4,100	1,220		昭和 41 年 5 月 25 日 (建設省告示第 1579 号)	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 345 号)
3･3･3	宮海広野線	28	4	17,530	13,470	1,380	昭和 33 年 3 月 29 日 (建設省告示第 677 号)	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 345 号)
3･3･4	本町東大町線	25	4	2,400	1,820		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 24 年 12 月 14 日 (山形県告示第 1143 号)
3･3･6	広田余目線	28	4	4,350	1,850		平成 3 年 4 月 19 日 (山形県告示第 467 号)	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 345 号)
3･4･1	岸壁宮海線	20	4	3,550	2,620		昭和 33 年 3 月 29 日 (建設省告示第 677 号)	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 345 号)

都市施設

番号	名称	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	完成(換算)延長(m)	概成済延長(m)	当初決定年月日	最終決定年月日
3･4･2	東泉町古湊線	18	2	3,660	2,260		昭和 47 年 12 月 22 日 (山形県告示第 1864 号)	平成 24 年 12 月 14 日 (酒田市告示第 773 号)
3･4･5	酒田駅築港線	18	2	2,080	1,100		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 24 年 12 月 14 日 (山形県告示第 1143 号)
3･4･6	光ケ丘上安町線	18	2	3,760	2,480	380	昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 24 年 12 月 14 日 (山形県告示第 1143 号)
3･4･8	大浜小牧線	18	2	10,270	4,112	850	昭和 33 年 3 月 29 日 (建設省告示第 677 号)	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 345 号)
3･4･9	酒田駅大多新田線	16	2	1,730	1,730		昭和 41 年 5 月 25 日 (建設省告示第 1579 号)	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 345 号)
3･4･10	千石町上安町線	18	2	5,620	5,620		昭和 41 年 5 月 25 日 (建設省告示第 1579 号)	平成 17 年 10 月 28 日 (山形県告示第 197 号)
3･4･11	大町両羽町線	18	2	1,650	1,650		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 12 年 3 月 31 日 (山形県告示第 306 号)
3･4･14	寿町浜田線	16	2	1,210	960		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 12 年 3 月 31 日 (山形県告示第 306 号)
3･4･15	酒田駅幸町線	16	2	290	290		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 12 年 3 月 31 日 (山形県告示第 306 号)
3･4･16	中央実生橋線	20	2	1,000	320		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 16 年 3 月 23 日 (山形県告示第 345 号)
3･4･17	新橋古荒新田線	18	2	570	570		平成 4 年 4 月 17 日 (山形県告示第 1609 号)	平成 12 年 3 月 31 日 (山形県告示第 306 号)
3･4･18	寿町船場町線	18	2	860	0		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 24 年 12 月 14 日 (山形県告示第 1143 号)
3･5･2	光ケ丘高砂線	12	2	1,250	1,120	130	昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 24 年 12 月 14 日 (山形県告示第 1143 号)
3･5･3	酒田駅酒井新田線	12	2	780	780		昭和 47 年 12 月 25 日 (酒田市告示第 115 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
3･5･4	九木原飯森山線	12	2	1,590	1,590		昭和 47 年 12 月 25 日 (酒田市告示第 115 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
3･5･5	上安町線	12	2	900	900		昭和 51 年 9 月 3 日 (山形県告示第 1356 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
3･5･6	南割新橋緑地線	12	2	400	400		昭和 51 年 9 月 24 日 (酒田市告示第 83 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
3･5･7	相生町上本町線	12	2	350	350		昭和 51 年 11 月 26 日 (酒田市告示第 101 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
3･5･8	亀ケ崎大坪線	12	2	1,160	1,160		昭和 53 年 6 月 23 日 (酒田市告示第 99 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
3･5･9	新橋大多新田線	12	2	630	630		昭和 60 年 12 月 17 日 (山形県告示第 1539 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
3･5･10	古荒新田富士見町線	12	2	540	540		昭和 60 年 9 月 25 日 (酒田市告示第 72 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
3･6･1	鶴田橋実小路線	11	2	3,230	2,390		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 17 年 10 月 28 日 (酒田市告示第 197 号)
3･6･3	北今町豊里線	11	2	1,890	0		昭和 33 年 3 月 29 日 (建設省告示第 677 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
3･6･5	酒田駅立町線	11	2	2,490	2,490		昭和 12 年 5 月 11 日 (内務省告示第 366 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
計 32 路線				93,580	62,762	3,690		

概成済：改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしうる道路（概ね 2/3 以上又は 4 車線以上の幅員を要する道路）を有する区間。

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区画街路

番号	名称	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	完成(換算)延長(m)	概成済延長(m)	当初決定年月日	最終決定年月日
7･5･1	東大町四ツ興野線	12	2	370	370		平成 2 年 12 月 6 日 (酒田市告示第 134 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
7･5･2	草刈谷地卸町線	12	2	950	770	180	平成 3 年 3 月 1 日 (酒田市告示第 28 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
7･5･3	大宮線	12	2	1,000	1,000		平成 3 年 3 月 1 日 (酒田市告示第 28 号)	平成 12 年 4 月 6 日 (酒田市告示第 58 号)
計 3 路線				2,320	2,140	180		

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

特殊街路

番号	名称	幅員(m)	計画延長(m)	完成(換算)延長(m)	当初決定年月日	最終決定年月日
8･5･1	中町二番町南線	12	450	450	昭和 51 年 11 月 26 日 (酒田市告示第 101 号)	―
8･5･2	中町二番町北線	12	440	440	昭和 51 年 11 月 26 日 (酒田市告示第 101 号)	昭和 52 年 1 月 19 日 (酒田市告示第 8 号)
8･6･1	一番町東栄町線	8	490	490	昭和 51 年 11 月 26 日 (酒田市告示第 101 号)	昭和 52 年 1 月 19 日 (酒田市告示第 8 号)
8･7･1	古川谷地新橋緑地線	6	260	260	昭和 51 年 9 月 24 日 (酒田市告示第 83 号)	―
8･7･2	亀ケ崎公園通り線	6	1,230	1,230	昭和 53 年 6 月 23 日 (酒田市告示第 99 号)	―
8･7･3	新橋下安線	6	490	490	昭和 57 年 1 月 14 日 (酒田市告示第 4 号)	―
8･7･4	小牧川通り線	5	1,000	1,000	平成 3 年 3 月 1 日 (酒田市告示第 28 号)	―
計 7 路線			4,360	4,360		

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

【 都市計画道路の標記方法 】

3 ・ 2 ・ 1　**宮海藤塚線**

道路名 道路の基点及び終点の地名を基本とする

一連番号 区分毎の一連番号

規模
1 (幅員 40m 以上)
2 (幅員 30m 以上 40m 未満)
3 (幅員 22m 以上 30m 未満)
4 (幅員 16m 以上 22m 未満)
5 (幅員 12m 以上 16m 未満)
6 (幅員 8m 以上 12m 未満)
7 (幅員 8m 未満)

区分
1 自動車専用道路 (高速道路等、専ら自動車の交通の用に供する道路)
3 幹線街路 (都市の主要な骨格をなす道路)
7 区画街路 (近隣住区等の地区における宅地の利用に供する道路)
8 特殊街路 (歩行者専用、自転車道又は自転車歩行者道)
9 特殊街路 (都市モノレール専用道等)



酒田余目線

(2) 駐車場

中心商業地内にある中央公園の地下を都市計画駐車場として整備し、買い物客等の利便を図っています。

名称	計画決定		開設済		当初決定年月日	最終決定年月日
	面積	使用台数	面積	使用台数		
中央地下駐車場	2,500 ㎡	100 台	2,500 ㎡	99 台	昭和 53 年 3 月 25 日	―

(3) その他 (駅前広場)

駅前広場は、鉄道と道路交通の結節点として相互の機能を有機的に連絡する交通広場であると同時に、都市の表玄関としての役割を担っています。本市では、昭和 12 年に酒田駅西口、昭和 41 年に同駅東口を計画決定しています。

駅名	鉄道名	駅前広場面積(㎡)		当初決定年月日	最終決定年月日
		計画	供用		
酒田駅 (西口)	JR酒田駅	4,700	4,700	昭和 12 年 5 月 11 日	昭和 46 年 3 月 29 日
酒田駅 (東口)		4,200	4,200	昭和 41 年 5 月 25 日	昭和 47 年 12 月 22 日

2 公共空地

公園・緑地は、私たちの生活にゆとりと安らぎをもたらす憩いの場であるとともに、増大する余暇活動の場として、また市街地においては、環境保全、景観の向上あるいは災害の防止または緩和、避難・救助活動の場の提供など多面的な機能を有する都市の根幹的な施設です。

酒田都市計画公園は、街区公園 88 箇所、近隣公園 6 箇所、総合公園 2 箇所を供用開始しているほか、計画決定以外に 29 箇所の公園を設置しています。緑地については、計画決定された 7 箇所のうち 5 箇所を供用開始しています。

昭和 57 年には、良好な自然環境を保全し、多様化するレクリエーション需要に対応できる緑豊かな防災都市を基本目標とする「緑のマスタープラン」を策定し、公園・緑地整備の指針としています。

公園・緑地 総括表

種別		計画決定 箇所数	計画決定 面積(ha)	開設済 箇所数	開設済 面積(ha)	整備率(%)	都市計画区域内人口(人)	一人当たり供用面積(㎡)
公園	街区公園	88	21.54	88	21.54	100.0	72,894	2.95
	近隣公園	6	15.30	6	13.70	89.5		1.88
	総合公園	2	71.60	2	66.67	93.1		9.15
	特殊公園	1	3.40	—	—	—		—
	(計画決定外公園)	—	—	(29)	(5.41)	—		(0.74)
	公園 計	97	111.84	96 (125)	101.91 (107.32)	91.1		13.98 (14.72)
緑地	緑地	7	667.25	5	118.54	17.8		16.26
	(計画決定外緑地)	—	—	(4)	(0.69)	—		(0.09)
	緑地 計	7	667.25	5 (9)	118.54 (119.23)	17.8		16.26 (16.36)
合計		104	779.09	101 (133)	220.45 (226.55)	28.3		30.24 (31.08)

()内は、計画決定外の公園・緑地を含む数値です。

(令和 8 年 3 月 31 日現在)



光ケ丘公園

（1）公園

街区公園

番号	名称	位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日	DID 区域
2･2･1	住吉台公園	住吉町	0.26	0.26	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･2	妙法寺公園	相生町二丁目	0.19	0.19	昭和 33 年 3 月 29 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･3	旭公園	旭新町	0.29	0.29	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･4	新橋公園	新橋二丁目	0.26	0.26	昭和 42 年 10 月 4 日	昭和 57 年 12 月 17 日	A
2･2･5	浜田北公園	東栄町	0.10	0.10	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･6	浜田南公園	東栄町	0.16	0.16	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･7	若浜北公園	若浜町	0.15	0.15	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･8	若浜南公園	若浜町	0.10	0.10	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･9	緑公園	緑町	0.28	0.28	昭和 42 年 10 月 4 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･10	大町北公園	東大町一丁目	0.23	0.23	昭和 42 年 10 月 4 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･11	大町公園	東大町二丁目	0.28	0.28	昭和 42 年 10 月 4 日	昭和 62 年 2 月 27 日	A
2･2･12	末広公園	末広町	0.13	0.13	昭和 42 年 10 月 4 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･13	東中の口公園	東中の口町	0.12	0.12	昭和 42 年 10 月 4 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･15	西川原北公園	千石町一丁目	0.23	0.23	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･16	西川原中央公園	千石町二丁目	0.23	0.23	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･17	亀ケ崎四丁目公園	亀ケ崎四丁目	0.13	0.13	昭和 42 年 10 月 4 日	昭和 62 年 2 月 27 日	A
2･2･18	両羽公園	両羽町	0.84	0.84	昭和 42 年 10 月 4 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･19	若原公園	若原町	0.13	0.13	昭和 42 年 10 月 4 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･20	若竹町東公園	若竹町二丁目	0.21	0.21	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 53 年 6 月 23 日	A
2･2･21	若竹町中央公園	若竹町二丁目	0.23	0.23	昭和 39 年 7 月 13 日	昭和 53 年 6 月 23 日	A
2･2･22	港南公園	若竹町一丁目	0.33	0.33	昭和 39 年 7 月 13 日	平成 19 年 11 月 19 日	A
2･2･23	本町公園	本町三丁目	0.10	0.10	昭和 24 年 3 月 28 日	昭和 46 年 4 月 17 日	A
2･2･24	駅東公園	駅東二丁目	0.60	0.60	昭和 47 年 12 月 25 日	－	A
2･2･25	新橋中央公園	新橋二丁目	0.22	0.22	昭和 47 年 12 月 25 日	－	A
2･2･26	東町公園	東町一丁目	0.38	0.38	昭和 47 年 12 月 25 日	平成 6 年 10 月 25 日	A
2･2･27	東両羽公園	東両羽町	0.45	0.45	昭和 47 年 12 月 25 日	－	A
2･2･28	北水出公園	浜田二丁目	0.03	0.03	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･29	北新橋二丁目公園	北新橋二丁目	0.15	0.15	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･30	北新橋公園	北新橋一丁目	0.19	0.19	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･31	富士見町公園	富士見町一丁目	0.15	0.15	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･32	新橋東公園	新橋五丁目	0.18	0.18	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･33	新橋南公園	新橋四丁目	0.40	0.40	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･34	東大町三丁目公園	東大町三丁目	0.47	0.47	昭和 50 年 4 月 1 日	昭和 57 年 12 月 17 日	A
2･2･35	大町東公園	東大町二丁目	0.13	0.13	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･36	札ノ前公園	末広町	0.12	0.12	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･37	幸町公園	幸町二丁目	0.07	0.07	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･38	松陽公園	光ケ丘二丁目	0.04	0.04	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･39	高見台一丁目公園	高見台一丁目	0.32	0.32	昭和 50 年 4 月 1 日	平成 19 年 11 月 19 日	A
2･2･40	高見台二丁目公園	高見台二丁目	0.25	0.25	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･41	若宮町一丁目公園	若宮町一丁目	0.30	0.30	昭和 50 年 4 月 1 日	－	A
2･2･42	若宮町二丁目公園	若宮町二丁目	0.46	0.46	昭和 50 年 4 月 1 日	平成 19 年 11 月 19 日	A
2･2･43	新井田公園	新井田町	0.24	0.24	昭和 53 年 3 月 25 日	－	A
2･2･44	中央公園	中町一丁目	0.28	0.28	昭和 53 年 3 月 25 日	－	A
2･2･45	大通り公園	一番町	0.09	0.09	昭和 53 年 3 月 25 日	－	A
2･2･46	北千日町公園	北千日町	0.12	0.12	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･47	東泉公園	東泉町一丁目	0.30	0.30	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･48	東泉町二丁目公園	東泉町二丁目	0.25	0.25	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･49	北新橋西公園	北新橋二丁目	0.23	0.23	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･50	新橋北公園	新橋一丁目	0.16	0.16	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A

番号	名称	位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日	DID 区域
2･2･51	富士見町東公園	富士見町二丁目	0.29	0.29	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･52	広表公園	東町一丁目	0.62	0.62	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･53	四ツ興野公園	四ツ興野	0.16	0.16	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･54	亀ケ崎六丁目公園	亀ケ崎六丁目	0.25	0.25	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･55	内川原公園	亀ケ崎七丁目	0.25	0.25	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･56	亀ケ崎七丁目公園	亀ケ崎七丁目	0.33	0.33	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･57	緑ケ丘一丁目公園	緑ケ丘一丁目	0.38	0.38	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･58	緑ケ丘二丁目公園	緑ケ丘二丁目	0.44	0.44	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･59	錦公園	錦町一丁目	0.10	0.10	昭和 53 年 6 月 23 日	－	B
2･2･60	京田一丁目公園	京田一丁目	0.24	0.24	昭和 53 年 6 月 23 日	－	B
2･2･61	錦町北公園	錦町三丁目	0.15	0.15	昭和 53 年 6 月 23 日	－	B
2･2･62	錦町南公園	錦町四丁目	0.20	0.20	昭和 53 年 6 月 23 日	－	B
2･2･63	上安北公園	上安町二丁目	0.34	0.34	昭和 53 年 6 月 23 日	昭和 57 年 12 月 17 日	A
2･2･64	上安南公園	上安町二丁目	0.25	0.25	昭和 53 年 6 月 23 日	昭和 57 年 12 月 17 日	A
2･2･65	光ケ丘新生公園	光ケ丘五丁目	0.14	0.14	昭和 53 年 6 月 23 日	－	A
2･2･66	泉里西公園	東泉町三丁目	0.22	0.22	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･67	泉里公園	東泉町四丁目	0.34	0.34	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･68	泉里東公園	東泉町四丁目	0.15	0.15	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･69	若浜公園	若浜町	0.10	0.10	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･70	大町南公園	大町	0.30	0.30	昭和 57 年 12 月 17 日	昭和 62 年 2 月 27 日	A
2･2･71	こがね北公園	こがね町一丁目	0.42	0.42	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･72	こがね南公園	こがね町二丁目	0.24	0.24	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･73	亀ケ崎二丁目公園	亀ケ崎二丁目	0.19	0.19	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･74	瑞穂西公園	みずほ一丁目	0.20	0.20	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･75	瑞穂東公園	みずほ二丁目	0.20	0.20	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･76	東禅寺公園	松原南	0.21	0.21	昭和 57 年 12 月 17 日	－	A
2･2･77	広栄町公園	広栄町一丁目	0.47	0.47	昭和 62 年 2 月 27 日	－	B
2･2･78	泉町公園	泉町	0.13	0.13	昭和 62 年 2 月 27 日	－	A
2･2･79	下安東公園	下安町	0.28	0.28	昭和 62 年 2 月 27 日	－	A
2･2･80	下安西公園	下安町	0.16	0.16	昭和 62 年 2 月 27 日	－	B
2･2･81	日本海東公園	あきほ町	0.23	0.23	平成 4 年 5 月 1 日	－	B
2･2･82	日本海西公園	あきほ町	0.16	0.16	平成 4 年 5 月 1 日	－	A
2･2･83	大宮北公園	大宮町四丁目	0.33	0.33	平成 4 年 6 月 24 日	－	A
2･2･84	大宮南公園	大宮町三丁目	0.24	0.24	平成 4 年 6 月 24 日	－	A
2･2･85	曙公園	曙町一丁目	0.16	0.16	平成 4 年 9 月 29 日	－	A
2･2･86	十五軒公園	広栄町二丁目	0.10	0.10	平成 4 年 9 月 29 日	－	B
2･2･87	上安東公園	上安町三丁目	0.17	0.17	平成 5 年 10 月 1 日	－	A
2･2･88	東大町あさひ公園	東大町三丁目	0.18	0.18	平成 5 年 10 月 1 日	－	A
2･2･89	京田二丁目公園	京田二丁目	0.66	0.66	平成 6 年 10 月 25 日	－	B
計 88 箇所			21.54	21.54			

※ A ： R2DID区域内で市街化区域内
※ B ： R2DID区域外で市街化区域内

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

近隣公園

番号	名称	位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
3･3･1	北部公園	東泉町二丁目	2.00	2.00	昭和 41 年 5 月 25 日	昭和 47 年 12 月 22 日
3･3･2	亀ケ崎公園	亀ケ崎三丁目	2.10	2.10	昭和 41 年 5 月 25 日	昭和 62 年 2 月 27 日
3･3･3	日和山公園	南新町一丁目	5.50	3.90	昭和 23 年 4 月 27 日	昭和 57 年 12 月 1 日
3･3･4	九木原公園	宮野浦一丁目	2.30	2.30	昭和 47 年 12 月 22 日	昭和 54 年 7 月 2 日
3･3･5	大宮公園	卸町	1.40	1.40	昭和 53 年 6 月 23 日	－
3･3･6	日の出公園	日の出町一丁目	2.00	2.00	平成 6 年 10 月 25 日	－
計 6 箇所			15.30	13.70		

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

総合公園

番号	名称	位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
5･5･2	飯森山公園	飯森山二丁目	17.80	17.80	昭和 54 年 7 月 2 日	昭和 63 年 9 月 9 日
5･6･1	光ケ丘公園	光ケ丘三丁目	53.80	48.87	昭和 23 年 4 月 27 日	平成 17 年 9 月 6 日
計 2 箇所			71.60	66.67		

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

特殊公園

番号	名称	位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
8･3･1	城輪史跡公園	城輪、刈穂	3.40	－	昭和 55 年 7 月 18 日	－
計 1 箇所			3.40	－		

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

【 都市計画公園の標記方法 】

3 ・ 3 ・ 1　北部公園

公園名　地域に親しみやすく、わかりやすい名称

一連番号　区分毎の一連番号

規模

2（面積 1ha 未満）
3（面積 1ha 以上 4ha 未満）
4（面積 4ha 以上 10ha 未満）
5（面積 10ha 以上 50ha 未満）
6（面積 50ha 以上 300ha 未満）
7（面積 300ha 以上）

区分

2 街区公園（街区内に居住する者の利用に供する公園）
3 近隣公園（近隣に居住する者の利用に供する公園）
4 地区公園（徒歩距離圏内に居住する者の利用に供する公園）
5 総合公園（市町村の区域内に居住する者の総合的な利用に供する公園）
6 運動公園（運動の用に供する公園）
7 特殊公園（風致の享受の用に供する公園）
8 特殊公園（動植物公園、史跡公園その他特殊の利用を目的とする公園）
9 広域公園（市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要の充足を目的とする公園）

計画決定外都市公園

No.	名称	位置	開設面積 (ha)	供用年月日
1	中砂田公園	駅東一丁目	0.06	昭和 51 年 11 月 19 日
2	天王下公園	幸町二丁目	0.02	昭和 51 年 11 月 19 日
3	浜田公園	浜田一丁目	0.01	昭和 51 年 11 月 19 日
4	千日町公園	千日町	0.06	昭和 57 年 3 月 31 日
5	千日町北公園	千日町	0.04	昭和 57 年 3 月 31 日
6	三軒茶屋公園	北千日町	0.07	昭和 63 年 10 月 1 日
7	北新町一丁目公園	北新町一丁目	0.07	平成 2 年 3 月 31 日
8	亀ケ崎五丁目公園	亀ケ崎五丁目	0.09	平成 2 年 3 月 31 日
9	亀ケ崎一丁目公園	亀ケ崎一丁目	0.02	平成 2 年 3 月 31 日
10	錦町あかね公園	錦町一丁目	0.19	平成 9 年 4 月 1 日
11	富士見町三丁目公園	富士見町三丁目	0.26	平成 9 年 4 月 1 日
12	豊里公園	豊里字大割	0.09	平成 10 年 4 月 1 日
13	錦町二丁目公園	錦町二丁目	0.07	平成 11 年 4 月 1 日
14	しらさぎ公園	こがね町二丁目	0.19	平成 12 年 7 月 1 日
15	十五軒南公園	広野字十五軒	0.59	平成 12 年 7 月 1 日
16	ゆたか一丁目公園	ゆたか一丁目	0.32	平成 12 年 10 月 1 日
17	ゆたか二丁目公園	ゆたか二丁目	0.29	平成 12 年 10 月 1 日
18	ゆたか北公園	ゆたか二丁目	0.05	平成 12 年 10 月 1 日
19	こあら公園	こあら一丁目	0.12	平成 13 年 4 月 28 日
20	こあら中央公園	こあら二丁目	0.88	平成 13 年 4 月 28 日
21	錦町五丁目公園	錦町五丁目	0.13	平成 15 年 4 月 1 日
22	宮野浦三丁目公園	宮野浦三丁目	0.11	平成 17 年 4 月 1 日
23	東泉町五丁目公園	東泉町五丁目	0.25	平成 17 年 4 月 1 日
24	東泉町六丁目公園	東泉町六丁目	0.70	平成 17 年 4 月 1 日
25	ゆたか三丁目公園	ゆたか三丁目	0.23	平成 17 年 4 月 1 日
26	出羽台公園	高見台二丁目	0.07	平成 18 年 4 月 1 日
27	光ケ丘一丁目公園	光ケ丘一丁目	0.04	平成 26 年 4 月 1 日
28	京田四丁目公園	京田四丁目	0.31	平成 26 年 4 月 1 日
29	広野末広公園	広野字末広	0.08	平成 30 年 4 月 1 日
計 29 箇所			5.41	

（令和 8 年 3 月 31 日現在）



飯森山公園（土門拳記念館）



亀ケ崎公園

(2) 緑地

都市計画緑地

番号	名称	位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
1	西山緑地	宮海 他	138.60	―	昭和 33 年 3 月 29 日	平成 17 年 9 月 6 日
2	最上川下流緑地	宮野浦 他	470.00	62.74	昭和 48 年 3 月 30 日	平成 3 年 3 月 19 日
3	新橋緑地	新橋二丁目 他	0.95	0.95	昭和 51 年 1 月 20 日	平成 2 年 6 月 11 日
4	大通り緑地	一番町	0.10	0.10	昭和 53 年 3 月 25 日	―
5	若宮緑地	若宮町 他	2.40	―	昭和 56 年 12 月 25 日	―
6	琢成緑地	中央西町	0.60	0.60	昭和 57 年 1 月 14 日	―
7	庄内空港緩衝緑地	浜中 他	54.60	54.15	昭和 63 年 11 月 18 日	令和 2 年 12 月 25 日
計 7 箇所			667.25	118.54		

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

計画決定外都市緑地

No.	名称	位置	開設面積 (ha)	供用年月日
1	清亀園	浜田一丁目	0.30	昭和 54 年 3 月 31 日
2	浜田一丁目緑地	浜田一丁目	0.09	平成 9 年 4 月 1 日
3	東泉緑地	東泉町五丁目 他	0.22	平成 17 年 4 月 1 日
4	ゆたか緑地	ゆたか三丁目	0.08	平成 17 年 4 月 1 日
計 4 箇所			0.69	

(令和 8 年 3 月 31 日現在)



大通り緑地

3 供給施設又は処理施設

(1) 下水道

○ 公共下水道

下水道は、快適な生活環境をもたらすとともに、雨水による浸水防除、河川等の公共用水域の水質保全を図るために欠くことのできない施設です。

酒田都市計画では、昭和 45 年に最上川以北の 1,215ha を酒田公共下水道の処理区域として都市計画決定し、その後、市街化の進展に伴う土地利用計画の変更等に合わせた見直しを行い、平成 25 年には、宮海地区 33ha を汚水排水区に追加し、現在、単独公共下水道の処理区域 1,680ha を決定しています。

また、川南地区については、平成 7 年に最上川下流流域下水道（庄内処理区）への参画が決まったことを受け、流域関連公共下水道として 618ha の処理区域を決定し、その後、都市計画区域の拡大や区域区分の変更等、都市計画の見直しを行い、現在、748ha の処理区域を決定しています。

下水道事業は、昭和 45 年に中央処理区の事業認可を受けて着手しました。昭和 54 年に終末処理場の処理を開始し、その後、平成元年に事業認可区域を南部及び北部処理区を含めた区域に拡大、さらに平成 11 年には川南（流域関連）地区を追加し、令和 7 年度末の整備率は 92.2%となっております。

排水区域

区分	名称	計画内訳		施行済		当初／最終決定年月日
		排水区数	排水面積 (ha)	排水面積 (ha)	整備率 (%)	
雨水	中央処理分区	1	313	313	100.0	昭和 45 年 4 月 22 日 平成 25 年 3 月 11 日
	南部処理分区	22	813	80	9.8	
	北部処理分区	17	656	344	52.4	
	川南(流域関連)地区	6	545	296	54.3	
	計	46	2,327	1,033	44.4	
汚水	中央処理分区	1	313	313	100.0	
	南部処理分区	1	813	810	99.5	
	北部処理分区	1	554	468	84.5	
	川南(流域関連)地区	13	748	649	85.8	
	計	16	2,428	2,240	92.2	

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

下水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
放流渠	東泉町二丁目	東泉町二丁目	

その他の施設

内訳	位置	区分	面積
船場町中継ポンプ場	船場町二丁目	合　流	約 3,230 ㎡
浜田中継ポンプ場	浜田二丁目	合　流	約 2,160 ㎡
若浜中継ポンプ場	若浜町	合　流	約 5,360 ㎡
家際雨水ポンプ場	東泉町二丁目	合　流	処理場敷地内
光ケ丘中継ポンプ場	光ケ丘三丁目	分　流	約 2,840 ㎡
北部雨水ポンプ場	東泉町二丁目	分　流	約 340 ㎡
宮野浦雨水ポンプ場	宮野浦三丁目	分　流	約 4,600 ㎡
酒田下水終末処理場	東泉町二丁目	－	約 72,140 ㎡

○ 最上川下流流域下水道（県決定）

排水区域

名称	接続する下水道	当初決定年月日	最終決定年月日
最上川下流流域下水道	余目都市計画余目公共下水道 藤島都市計画藤島公共下水道 三川都市計画三川特定環境保全公共下水道 酒田都市計画酒田公共下水道	平成 4 年 9 月 25 日	平成 15 年 11 月 21 日

下水管渠

名称	位置		備考
	起点	終点	
立川余目幹線	庄内町家根合字大下	庄内町家根合字菖蒲島	
放流管渠	庄内町家根合字大下	庄内町家根合字大下	

その他の施設

名称	位置	面積(㎡)
京田川中継ポンプ場	庄内町家根合字中荒田	1,200 ㎡
酒田中継ポンプ場	酒田市広野字上中村	100 ㎡
最上川下流流域下水道庄内浄化センター	庄内町家根合字大下	39,950 ㎡



酒田下水終末処理場

(2) 汚物処理場 ・ ごみ焼却場

酒田市と隣接する二町（遊佐町、庄内町）で共同処理しているし尿処理場とごみ焼却場をごみ焼却汚物処理場として更新し、平成 14 年度から稼動しています。

現在は「酒田地区広域行政組合ごみ処理施設」として運営されています。

名称	位置	面積 (㎡)	処理能力	当初／最終決定年月日
酒田地区クリーン組合廃棄物処理場	広栄町三丁目	約 48,000	汚物処理場　180 kl/日 ごみ焼却場　196 t/日	平成 11 年　4 月　6 日 －

4 水路

都市施設

(1) 河川

自然環境や景観・土地利用を踏まえ、河川災害の防止と都市環境を保全するために河川の整備を行っています。

番号	名称	幅員 (m)	計画延長 (m)	当初決定年月日	最終決定年月日
1	赤　川	150 ～ 480	約 28,970	昭和 63 年 12 月 16 日	平成 25 年　8 月 23 日
2	最上川	660 ～ 880	約　8,850	平成　3 年　3 月 19 日	－
3	京田川	130 ～ 220	約　3,110	平成　3 年　3 月 19 日	－

注）1号赤川については鶴岡都市計画・酒田都市計画・藤島都市計画・櫛引都市計画及び三川都市計画河川です。
　　1号～3号まで全て1級河川。



最上川、京田川

5 市場

名称	都市名	位置	面積 (㎡)	当初／最終決定年月日
公設庄内青果物地方卸売市場	酒田市	広野字福岡	約 11,900	平成　8 年　4 月 17 日
	三川町	三川町大字押切新田 字茨谷地字杉苗田	約 50,800	－
	合計		約 62,700	

Ⅳ. 市街地開発事業

1　土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画に沿った土地の有効利用と道路や公園等の公共施設の整備を図るため、土地の減歩や換地操作によって公共施設の整備を行い、街区を整え良好な宅地を造成する事業です。

本市の市街地開発の歴史は、区画整理の歴史ともいえます。臨港線と新井田川に囲まれた既成の市街地約250ha に対して、その外側に広がる新市街地の区画整理面積は約 886ha となり、既成市街地の約 3.5 倍、市街化区域の約 33%に及ぶ面整備が土地区画整理事業の手法によって行われたことになります。その礎となったのが、昭和 27 年の竹藪地区と昭和 35 年の大道添地区で行った区画整理事業です。市施行で実施することで手本を示し、蓄積したノウハウを基に後に続く組合施行事業を指導することができたのです。

区分	施行者	施行済		施工中		計		うち都市計画決定	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
土地区画整理事業	個人・共同	5	8.2	―	―	5	8.2	―	―
	公共団体	2	40.6	―	―	2	40.6	2	40.6
	組　合	55	822.1	―	―	55	822.1	12	306.3
	計	62	870.9	―	―	62	870.9	14	346.9
その他	耕地整理法（北千日堂前地区）	1	23.9	―	―	1	23.9	―	―
	旧都市計画法（竹藪地区）	1	23.5	―	―	1	23.5	1	23.5
合　計		64	918.3	―	―	64	918.3	15	370.4

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

2　市街地再開発事業

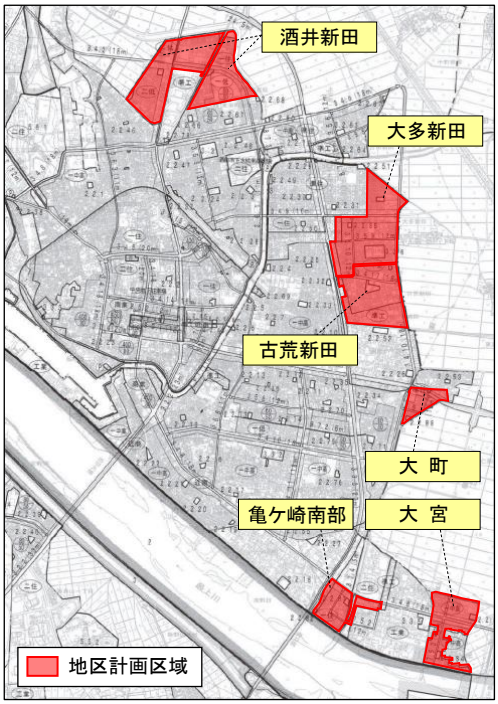
都市防災や市街地の環境改善、商店街振興等の地区の機能向上等を目的とし、既成市街地の建築物と道路等の都市施設を一体的に整備・改善し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る立体的整備手法が市街地再開発事業です。

名称	施行面積(ha)	建築敷地面積(㎡)	建築物		主要用途	建ぺい率(%)	容積率(%)	当初／最終決定年月日（告示番号）
			建築面積(㎡)	延面積(㎡)				
酒田駅前再開発事業	約 1.0	約 6,790	約 5,050	約 30,300	店舗、駐車場	約 74	約 446	昭和 48 年 12 月 21 日（山形県告示第 1725 号）
		約 1,250	約　570	約 6,230	ホテル	約 45	約 498	昭和 56 年 4 月 1 日（山形県告示第 523 号）
中町地区再開発事業	1.5	10,402	8,803	38,178	デパート、店舗	85	367	―
酒田中町三丁目地区第一種市街地再開発事業	約 1.2	約 4,300	約 2,800	約 12,600	店舗、駐車場 診療所 公共施設 集合住宅	約 70	約 240	平成 14 年 8 月 1 日（酒田市告示第 146 号）
		約 5,300	約 3,800	約 16,700	店舗、病院等	約 70	約 310	―
酒田駅前地区第一種市街地再開発事業	約 1.4	約 8,900	約 6,200	約 23,200	公共施設、ホテル 店舗、駐車場 集合住宅	約 70	約 260	平成 29 年 3 月 27 日（酒田市告示第 123 号） ―
酒田中町二丁目地区第一種市街地再開発事業	約 0.4	約 2,900	約 2,200	約 6,600	事務所、銀行 店舗、公共施設 駐車場	約 80	約 230	平成 29 年 3 月 27 日（酒田市告示第 124 号） 平成 30 年 3 月 19 日（酒田市告示第 116 号）
合計	約 5.5	約 39,842	約 29,423	約 133,808				

Ⅴ. 地区計画

地区計画制度は、良好な市街地を形成するため、地区の住民や地権者の合意に基づいて、道路や公園などの配置や建築物の用途、高さ、壁面の位置、敷地面積、容積率、かき・さくの構造等をその地区のルールとして定めることができる制度です。

本市では、昭和 59 年、県内初となる地区計画を大多新田地区に定めました。また、平成 7 年には土地区画整理事業を実施した 5 つの地区で地区計画を定め、防災面や景観に配慮したまちづくりを進めています。



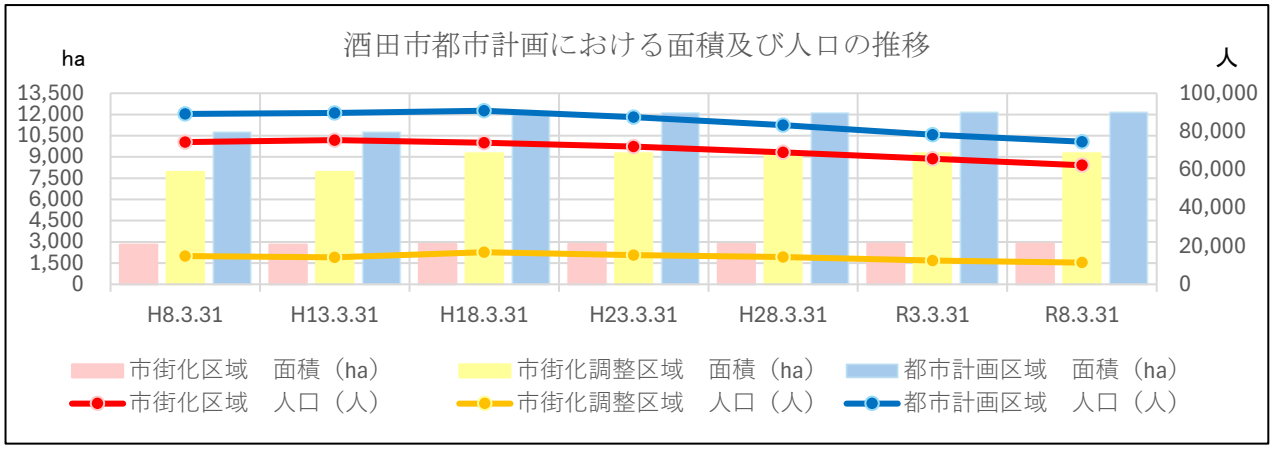
地区計画

区分＼地区名	大多新田	古荒新田	酒井新田	亀ケ崎南部	大町	大宮
	富士見町二・三丁目 曙町一・二丁目 日の出町一・二丁目	こあら一～三丁目 日の出町二丁目	ゆたか一～三丁目 東泉町五・六丁目 泉町	あきほ町 大宮町二丁目	東大町三丁目 四ツ興野	大宮町三・ 四丁目
地区計画区域面積／地区整備計画区域面積	39.0 ha	30.5 ha	50.9 ha	12.9 ha	8.1 ha	18.9 ha
建築物等の用途の制限	有				―	有
建築物の敷地面積の最低限度	有					
住宅地区 （ ）は専用住宅	低層住宅A（180 ㎡） 低層住宅B 230 ㎡ 低層住宅C 120 ㎡ 公社A地区 240 ㎡ 公社B地区 330 ㎡	230 ㎡		200 ㎡		
沿道サービス地区 （ ）は専用住宅	地区ｻｰﾋﾞｽA（180 ㎡） 地区ｻｰﾋﾞｽB 250 ㎡	250 ㎡	330 ㎡	250 ㎡		230 ㎡
業務地区	―	330 ㎡	500 ㎡	―		
準業務地区	―	―	230 ㎡	―		
壁面の位置の制限	有					
建築物の高さの最高限度	有（一部）	―				
盛土規制	―	30cm 以下		―	50cm 以下	―
かき又はさくの構造の制限	（※ 地区により異なる） 1. 組石造り及びｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ造（1.2m 以下） 2. 生垣又は 1.5m 以下の木製のさく 3. 原則生垣。生垣以外の場合は高さ 1.5m 以下	生垣又は、1.5m 以下の木製のさく	生垣又は、1.5 以下の透視可能な木製及び金属のさく	できるだけ生垣として、フェンス・鉄柵等を設置する場合は透視可能なもの。（高さは 1.5m 程度）		
基礎の高さ（全面道路の路面より）	60cm 以下 （一部除外地区有り）	60cm 以下		―		
決定／変更年月日	当初決定 昭和 59 年 12 月 25 日 第 1 回変更 昭和 60 年 9 月 25 日 第 2 回変更 平成 7 年 11 月 1 日 第 3 回変更 平成 9 年 3 月 26 日	当初決定 平成 7 年 11 月 1 日				
		―	第 1 回変更 平成 13 年 10 月 29 日	―		

VI. 資料

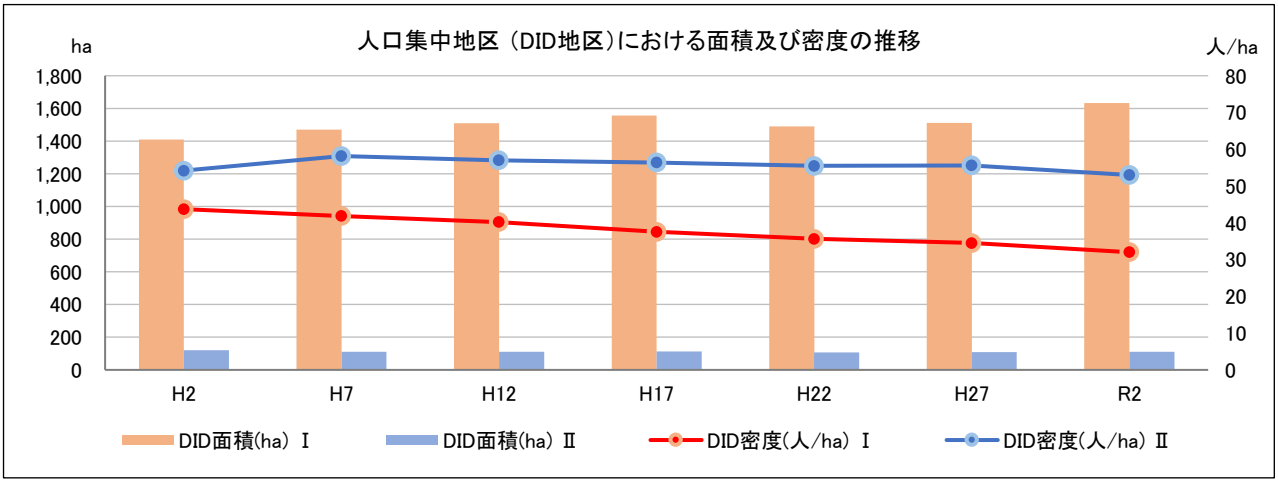
酒田都市計画における面積及び人口の推移

		酒田都市計画											
		市街化区域				市街化調整区域				都市計画区域			
		面積(ha)		人口(人)		面積(ha)		人口(人)		面積(ha)		人口(人)	
H8.3.31	酒田市 遊佐町	2,666 143	2,809	74,294 79	74,373	7,515 431	7,946	13,813 1,050	14,863	10,181 574	10,755	88,107 1,129	89,236
H13.3.31	酒田市 遊佐町	2,666 143	2,809	75,369 103	75,472	7,515 431	7,946	13,149 1,002	14,151	10,181 574	10,755	88,518 1,105	89,623
H18.3.31	酒田市 遊佐町	2,703 143	2,846	73,943 113	74,056	8,828 431	9,259	15,855 922	16,777	11,531 574	12,105	89,798 1,035	90,833
H23.3.31	酒田市 遊佐町	2,703 143	2,846	72,006 98	72,104	8,828 431	9,259	14,501 864	15,365	11,531 574	12,105	86,507 962	87,469
H28.3.31	酒田市 遊佐町	2,703 143	2,846	68,962 103	69,065	8,828 431	9,259	13,481 760	14,241	11,531 574	12,105	82,443 863	83,306
R3.3.31	酒田市 遊佐町	2,733 143	2,876	65,536 150	65,686	8,836 431	9,267	11,835 679	12,514	11,569 574	12,143	77,371 829	78,200
R8.3.31	酒田市 遊佐町	2,733 143	2,876	62,158 138	62,296	8,836 431	9,267	10,736 611	11,347	11,569 574	12,143	72,894 749	73,643



人口集中地区(DID 地区)に関する推移

国勢調査実施年	DID 人口(人)			DID 面積(ha)			DID 密度(人/ha)			旧酒田市人口(人)	旧酒田市人口に対するDID 人口の割合(%)
	Ⅰ	Ⅱ	計	Ⅰ	Ⅱ	計	Ⅰ	Ⅱ	計		
H2	61,635	6,502	68,137	1,410	120	1,530	43.71	54.18	44.53	100,811	61.14
H7	61,512	6,397	67,909	1,470	110	1,580	41.84	58.15	42.98	101,230	60.76
H12	60,721	6,271	66,992	1,510	110	1,620	40.21	57.01	41.35	101,311	59.94
H17	58,454	6,316	64,770	1,556	112	1,669	37.57	56.39	38.81	98,278	59.48
H22	53,049	5,938	58,987	1,489	107	1,596	35.63	55.50	36.96	93,187	56.93
H27	52,125	6,008	58,133	1,511	108	1,619	34.50	55.63	35.91	89,808	58.04
R2	52,740	5,933	58,673	1,632	110	1,742	32.31	53.93	33.68	83,553	63.12



土地区画整理事業

番号	名称	施行者	施行地区	用途地域	都市計画決定		事業期間	面積 (㎡)	備考
					当初決定	最終決定			
1	北千日堂前	組合	千日町、北千日町	2種住専、住居			S13. 1～S19.	239,424	
2	竹藪	酒田市	若竹町一・二丁目	住居	S26. 8. 7	－	S27. 5～S33. 3	234,946	
3	大道添	酒田市	住吉町	住居	S34.10. 2	－	S35.11～S39. 3	86,354	
4	浜田	組合	東栄町	住居			S36. 3～S39. 8	55,235	
5	光ケ丘	組合	光ケ丘五丁目	住居			S37. 3～S40. 3	33,352	
6	夜揚下	組合	旭新町	住居			S37. 3～S41. 3	96,427	
7	四之堰	組合	若浜町	住居			S37. 9～S41. 3	77,451	
8	大町	共同	末広町	住居			S38. 3～S41. 3	29,695	
9	北水出	共同	浜田二丁目	住居			S38.12～S40. 5	5,738	
10	西川原	組合	千石町一・二丁目	住居			S39. 1～S42. 3	155,459	
11	中堰	組合	緑町	住居			S39. 4～S41. 3	94,493	
12	的場	組合	亀ケ崎四丁目	住居			S39. 6～S42. 3	41,899	
13	外川原	組合	若原町	住居			S39.12～S42. 3	44,564	
14	東中の口	個人	東中の口町	住居			S40. 3～S42. 3	40,052	
15	広野第一	組合	両羽町	工業			S40. 9～S42. 3	98,389	
16	新大町	組合	末広町	住居			S40.12～S42. 3	16,852	
17	大坪	組合	新橋一・二・三丁目	準工、住居			S41. 9～S44. 6	161,311	
18	東大町	組合	東大町一・二丁目	住居			S41.10～S44. 6	169,399	
19	広野第二	組合	両羽町	住居			S42. 4～S44. 7	181,399	
20	駅東第一	組合	駅東一・二丁目	住居			S42. 7～S47. 4	165,024	
21	札の前	組合	末広町	住居			S42. 9～S43. 8	39,059	
22	幸町	共同	幸町二丁目	住居			S43.11～S44.12	3,240	
23	東大町第二	組合	東大町一・二丁目	住居			S45. 1～S47. 4	43,586	
24	上戸沢	組合	東町一・二丁目	準工			S45. 1～S47. 9	140,651	
25	新橋第一	組合	新橋二丁目	住居			S45. 1～S47. 9	71,909	
26	草刈谷地	組合	東両羽町	工業			S45. 4～S48.10	148,118	
27	元泉	組合	東泉町一丁目	住居			S45.11～S49. 9	76,962	
28	東大町第三	組合	東大町二・三丁目	住居			S46. 2～S49.10	50,746	
29	駅東第二	組合	駅東一・二丁目	住居			S46.10～S50. 2	59,814	
30	札谷地	組合	新橋一丁目、北新橋一・二丁目、曙町一丁目、富士見町一丁目	住居、準工			S46.11～S50. 9	199,801	
31	浜田堰	組合	新橋二・四・五丁目	住居			S46.12～S51. 1	204,118	
32	高見台	組合	高見台一・二丁目	住居			S47. 7～S52.10	181,906	
33	駅南	個人	浜田一丁目	住居			S48. 3～S50. 3	3,646	
34	広表	組合	東町一丁目	準工			S48. 4～S50.11	95,809	
35	内川原	組合	亀ケ崎五・六・七丁目	住居			S48. 4～S52. 3	275,968	
36	元泉第二	組合	東泉町二丁目	住居			S48. 4～S52. 3	186,423	
37	北新橋	組合	新橋一丁目、北新橋一・二丁目	住居			S48. 4～S52. 3	224,965	
38	四中東	組合	錦町一丁目	住居			S48.10～S51. 9	33,224	
39	広表第二	組合	東町一丁目	準工			S48.11～S51. 9	109,774	
40	上割	組合	京田一丁目	準工			S48.12～S51.12	80,579	
41	大宮	組合	大宮町一丁目・二丁目、卸町	工業、準工			S49. 9～S56.10	460,714	
42	緑ケ丘	組合	緑ケ丘一・二丁目	住居			S49.10～S54. 9	273,199	
43	札谷地第一	組合	富士見町二丁目	住居			S49.12～S54.12	135,807	
44	堰東	組合	広栄町一・二丁目	工業、準工			S49.12～S60. 1	149,376	
45	川南第一	組合	錦町三・四丁目	住居			S50. 7～S55. 3	118,121	
46	四ツ興野	組合	四ツ興野	住居			S50.12～S54. 8	52,546	
47	上安谷地	組合	上安町一・二丁目	住居	S51. 9.24	－	S51. 9～S58. 3	196,856	
48	火災復興	山形県	中町一・二丁目、一番町、二番町新井田町	商業、住居	S51.11.26	S52. 6. 1	S51.12～S57. 3	319,525	
49	元泉第三	組合	東泉町一・三・四丁目	住居	S53. 3.29	－	S53.11～S60. 2	254,925	
50	亀ケ崎	組合	亀ケ崎第二・三・五丁目、松原南、みずほ一・二丁目、大町	住居	S53. 6.23	S59.12. 7	S54. 1～S63. 3	811,768	
51	大町	組合	大町、東大町三丁目、こがね町一・二丁目	住居	S53. 6.23	S59.12. 7	S54. 1～S63. 3	422,382	
52	若浜	組合	若原町	住居			S55. 4～S59. 3	34,146	
53	下安谷地	組合	下安町	住居	S57. 1.14	－	S57. 3～S63. 3	146,854	
54	屋敷割	組合	泉町	準工			S59. 1～S61. 3	42,317	
55	大多新田	組合	日の出町一丁目、曙町一丁目	住居、準工	S60. 9.25	－	S61. 1～H 4. 3	171,302	
56	牧野谷地	組合	上安町三丁目	住居	S63.12. 7	－	H 1. 1～H 5.12	58,177	
57	大町第二	組合	東大町三丁目	住居	H 2.12. 6	－	H 3. 2～H 5.12	58,166	
58	大宮第二	組合	大宮町三・四丁目	第1中高層、第1住居	H 3. 3. 1	－	H 3. 5～H 8.12	188,613	
59	亀ケ崎南部	組合	あきほ町、大宮町二丁目	第1住居、第2住居、準工	H 3. 3. 1	－	H 3. 8～H11. 3	129,452	
60	大町第三	組合	四ツ興野	住居			H 4. 9～H 6. 5	14,487	
61	西野	組合	ゆたか一・二丁目	第2低層、第1住居			H 6.10～H13. 1	197,142	
62	古荒新田	組合	こあら一・二・三丁目、日の出町二丁目	第1中高層、準工	H 4.11.27	－	H 6.12～H14. 3	305,215	
63	東泉	組合	東泉五・六丁目、ゆたか三丁目、泉町	第1低層、第1住居、準工	H 6.11.29	－	H 7. 6～H17. 3	319,743	
64	亀ケ崎東部	組合	こがね町二丁目	近商、第1中高層、準工			H 8. 4～H13. 1	64,932	
							合計	9,183,526	

資料

市街地再開発事業

番号	地区	施行者	用途地域	事業期間	面積(㎡)	備考
101	酒田駅前	組合、個人	商業地域(高度利用地区)	S49. 3～S57.12	10,916	
102	中町地区	組合、個人	商業地域(高度利用地区)	S52. 9～S54.12	15,427	
103	酒田中町三丁目地区	組合	商業地域(高度利用地区)	H14.11～H19. 3	12,000	
104	酒田駅前地区	個人	商業地域(高度利用地区)	H29. 1～R4. 4	14,000	
105	酒田中町二丁目地区	個人	商業地域(高度利用地区)	H29. 2～R4. 3	4,000	



酒田中町二丁目地区　第一種市街地再開発

開発行為（地方公共団体）

番号	地区	施行者	用途地域	事業期間	面積(㎡)	備考
A	若宮町一･二丁目地内	酒田市土地開発公社	1種住専、2種住専	S46. 3～S49. 4	375,751	
B	泉町地内	酒田市土地開発公社	準工	S60. 5～S60. 7	55,114	
C	十里塚字村東山地内	酒田市土地開発公社	工業専用	S60. 8～S60.10	428,805	
D	あきほ町地内	山形県	住居	S63. 3～H 2. 3	101,924	
E	東町一丁目地内	酒田市土地開発公社	準工	H 1. 4～H 1. 8	20,723	
F	曙町二丁目地内	酒田市土地開発公社	2種住専	H 2.11～H 4. 3	19,291	
G	十里塚字村東山地内	酒田市	工業	H 3. 8～H 4. 1	85,973	
H	京田二･三丁目地内	酒田市土地開発公社	工業	H 3.12～H 5.10	213,836	
I	富士見町三丁目地内	山形県住宅供給公社	第1中高層、第1住居	H 5. 2～H 8. 7	85,785	
J	飯森山三丁目地内	簡易保険福祉事業団	第2住居	H 6. 1～H 7.12	73,668	
K	住吉町地内	山形県住宅供給公社	第1中高層	H12.12～H13. 8	9,416	
L	北千日堂前字松境地内	山形県	第1住居、第2住居	H21.10～H24. 8	61,755	
M	京田四丁目地内	酒田市土地開発公社	工業	H25. 1～H25.11	100,786	
N	宮海字南浜地内	山形県	工業専用、市街化調整区域	H27. 4～H29. 2	45,710	



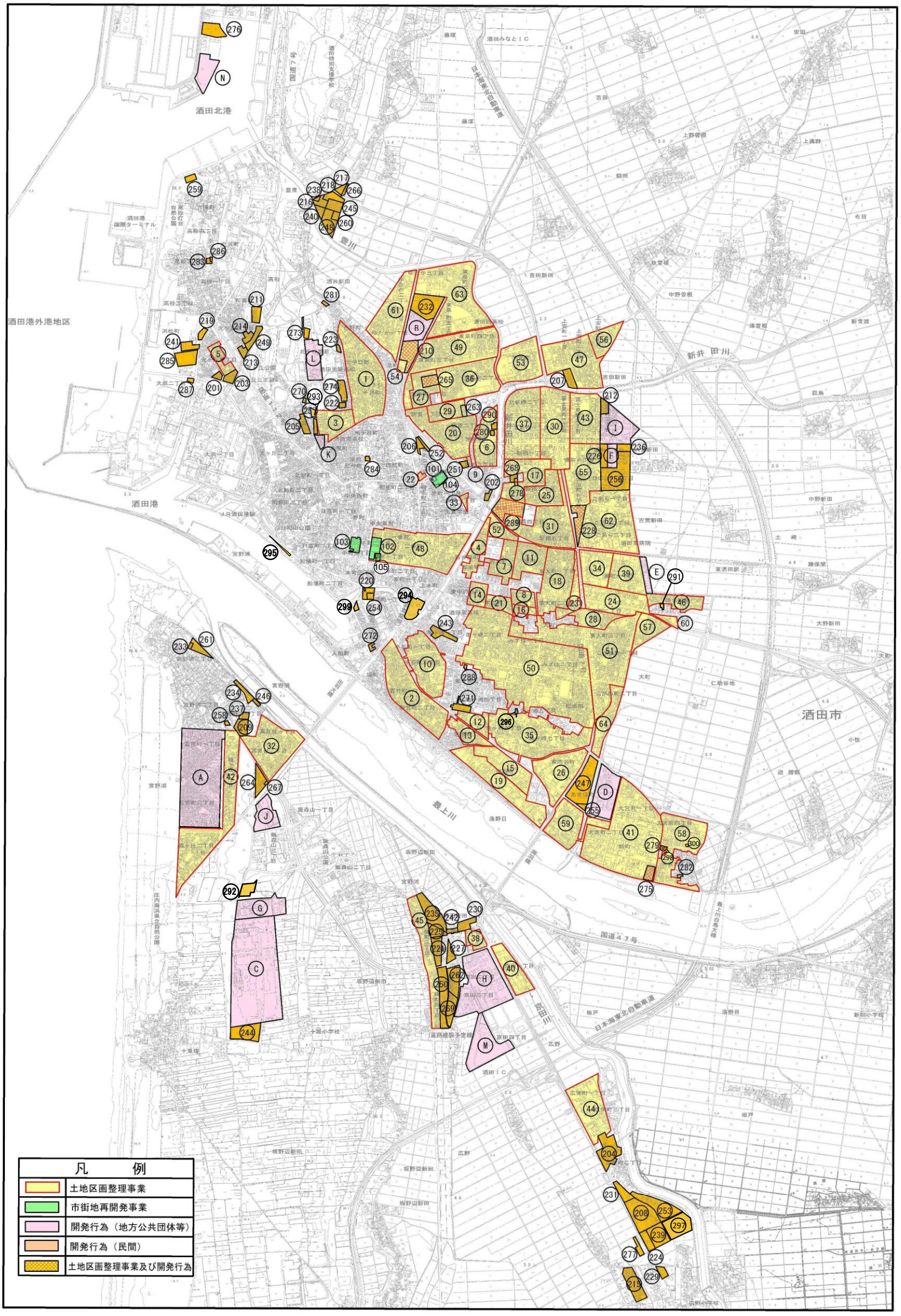
宮海字南浜地内　　出典:山形県港湾事務所

開発行為（民間）

番号	地区	用途地域	事業期間	面積(㎡)	備考
201	光ケ丘五丁目地内	2種住専	S51. 8～S51. 9	2,857	
202	浜田二丁目地内	住居	S52. 9～S53. 1	3,753	
203	光ケ丘五丁目地内	2種住専	S52.11～S53. 7	8,122	
204	広栄町二丁目地内	住居、準工	S53. 3～S53. 9	33,744	
205	光ケ丘一丁目地内	2種住専	S53. 7～S53.12	13,263	
206	幸町二丁目地内	準工	S53. 9～S54. 5	4,502	
207	上安町一丁目地内	準工	S54. 3～S54. 8	13,793	
208	広野字十五軒、字榎橋地内	準工	S54.12～S56. 7	59,452	
209	宮野浦一丁目地内	1種住専、2種住専	S55. 5～S55. 6	23,723	
210	泉町地内	準工	S55. 5～S55.11	20,845	
211	光ケ丘四丁目地内	2種住専	S55.10～S55.11	8,153	
212	富士見町二丁目地内	2種住専	S56. 6～S56. 9	7,507	
213	光ケ丘四丁目地内	2種住専	S56. 9～S56.12	9,526	
214	光ケ丘四丁目地内	2種住専	S57. 3～S57. 7	4,535	
215	広野字末広地内	準工	S57. 7～S58. 2	36,159	
216	豊里字上割地内	準工	S58. 7～S58. 8	6,633	
217	豊里字上割、字下藤塚地内	準工	S58.10～S58.12	4,768	
218	豊里字上割地内	準工	S58.10～S58.10	9,239	
219	浜松町地内	工業	S59.11～S59.11	2,990	
220	山居町二丁目地内	商業	S60.10～S61. 4	3,836	
221	錦町二丁目地内	住居	S61. 3～S61. 7	22,101	
222	住吉町地内	2種住専	S62. 3～S62. 8	2,903	
223	北千日町地内	2種住専	S63. 3～H 5. 6	1,951	
224	広野字榎橋地内	準工	S63.12～H 1. 6	8,346	
225	錦町二丁目地内	住居	H 1. 3～H 1. 7	7,979	
226	曙町二丁目地内	2種住専	H 1. 8～H 1. 9	14,669	
227	錦町二丁目地内	住居	H 1.12～H 2. 7	10,107	
228	こあら二丁目地内	準工、2種住専	H 2. 5～H 3. 1	28,864	
229	広野字下通地内	準工	H 2.10～H 3. 3	6,071	
230	錦町一丁目地内	住居	H 2.11～H 3. 5	11,723	
231	広野字十五軒地内	準工	H 2.12～H 3.12	20,195	
232	酒井新田字沼田地内	準工	H 2.12～H 4. 6	61,724	
233	宮野浦三丁目地内	2種住専	H 3. 2～H 3. 9	14,135	
234	宮野浦一丁目地内	2種住専	H 3. 2～H 3. 9	16,799	
235	錦町一丁目地内	住居	H 3. 9～H 4. 9	40,262	
236	曙町二丁目地内	住居	H 3. 8～H 3.10	6,805	
237	宮野浦一丁目地内	1種住専	H 3.11～H 4. 6	5,485	
238	豊里字上割地内	準工	H 4.11～H 4. 4	1,162	
239	広野字榎橋地内	準工	H 4. 4～H 4. 9	29,656	
240	豊里字大割地内	準工	H 3.12～H 4. 5	8,369	
241	浜松町地内	工業	H 4. 6～H 4. 9	12,485	
242	錦町二丁目地内	住居	H 4. 6～H 4. 9	4,732	
243	亀ケ崎一丁目地内	2種住専	H 4. 9～H 5. 1	7,139	
244	十里塚字村東山地内	工業	H 5. 6～H 5.10	31,833	
245	豊里字上割地内	準工	H 5. 9～H 6. 1	10,915	
246	宮野浦一丁目地内	1種住専	H 5.10～H 6. 1	6,429	
247	あきほ町地内	住居、準工	H 6. 2～H 6. 4	68,122	
248	豊里字大割、字芦原地内	準工	H 6. 5～H 6. 8	24,572	
249	光ケ丘四丁目地内	2種住専	H 6. 8～H 6.11	8,070	

番号	地区	用途地域	事業期間	面積(㎡)	備考
250	錦町五丁目地内	住居	H 6. 8～H 7. 8	43,918	
251	浜田二丁目地内	住居	H 6. 8～H 6.11	2,031	
252	幸町一丁目地内	準工	H 6.11～H 7. 3	6,554	
253	広野新田字川端割地内	準工	H 7. 1～H18.10	114,936	
254	山居町二丁目地内	商業	H 7. 4～H 7. 6	4,353	
255	あきほ町地内	2種住専	H 7. 7～H 7. 8	1,408	
256	曙町二丁目地内	第1中高層	H 7. 8～H 9. 6	55,205	
257	光ケ丘一丁目地内	第1中高層	H 7. 9～H 7.12	3,421	
258	宮野浦二丁目地内	第1中高層	H 8. 6～H 8. 9	4,367	
259	古湊地内	工業	H 8.11～H 8.12	1,967	
260	豊里字大割、字上割地内	準工	H 9. 3～H 9. 8	6,880	
261	宮野浦三丁目地内	第1中高層	H 9. 3～H 9. 8	12,735	
262	錦町五丁目地内	第1中高層	H 9. 9～H10. 2	39,007	
263	駅東二丁目地内	第1中高層	H10. 2～H10. 6	10,437	
264	高見台二丁目地内	第1低層	H10. 9～H11.11	21,693	
265	東泉町一丁目地内	第1中高層	H12. 4～H12. 7	15,827	
266	豊里字大割、字上割地内	準工	H12. 9～H13. 1	4,092	
267	高見台二丁目地内	第2住居	H12.10～H13. 1	1,670	
268	新橋二丁目地内	準工	H13. 3～H13. 7	4,620	
269	錦町五丁目地内	第1中高層	H13. 6～H13.11	16,363	
270	光ケ丘一丁目地内	第1住居、第1中高層	H14.11～H14.12	2,612	
271	亀ケ崎四丁目地内	第1中高層	H16.12～H17. 6	14,052	
272	入船町地内	準工	H17.11～H18. 4	3,663	
273	北千日町字松境地内	第2住居	H18. 5～H18. 9	5,858	
274	住吉町地内	第1住居、第1中高層	H18. 7～H18.12	11,611	
275	大宮二丁目地内	工業	H19. 4～H19. 7	13,361	
276	宮海字南浜地内	工業専用	H21.10～H21.12	7,040	
277	広野字中曽美地内	準工	H23. 3～H23.11	10,432	
278	新橋二丁目地内	準工	H24. 6～H24. 9	2,866	
279	大宮三丁目地内	第1中高層	H24. 8～H24.10	1,334	
280	旭新町地内	第1住居	H25. 2～H25. 3	2,196	
281	北千日町地内	第1中高層	H25. 5～H25. 9	2,117	
282	大宮町三丁目地内	第1中高層	H26. 3～H26. 6	1,697	
283	高砂三丁目地内	第1住居	H26. 8～H26. 9	2,348	
284	栄町地内	第1住居	H26.10～H27. 3	1,574	
285	浜松町地内	工業	H27. 6～H28. 7	26,729	
286	高砂三丁目地内	第1住居	H27. 8～H27.10	3,220	
287	浜松町地内	工業専用	H28. 4～H28. 6	2,363	
288	亀ケ崎三丁目地内	第1中高層	H28. 7～H28. 9	1,090	
289	新橋三丁目地内	第1中高層	H28. 7～H29. 1	35,488	
290	旭新町地内	第１住居地域	H30. 8～H31. 2	2,649	
291	四ツ興野地内	第１中高層	R3. 9～R4. 4	1,804	
292	宮野浦地内	工業	R3. 5～R4. 11	9, 992	
293	光ケ丘一丁目地内	第１中高層	R4. 6～R4. 9	1, 895	
294	上本町地内	商業	R5.12～R6.5	21,376	
295	南新町二丁目地内	準工	R6.5～R6.5	1,778	
296	亀ケ崎五丁目地内	第1中高層	R6.10～R6.10	1,398	
297	広野字榎橋、広野新田字川端割地内	準工	R5.10～R7.4	40,240	
298	大宮町三丁目地内	第1中高層	R7.2～R7.5	2,062	
299	山居町二丁目地内	準工	R7.3～R7.4	4,383	
300	大宮町三丁目地内	第1中高層	R7.7～R7.10	1,436	

土地区画整理事業及び開発行為実施箇所図　（令和８年３月３１日現在）



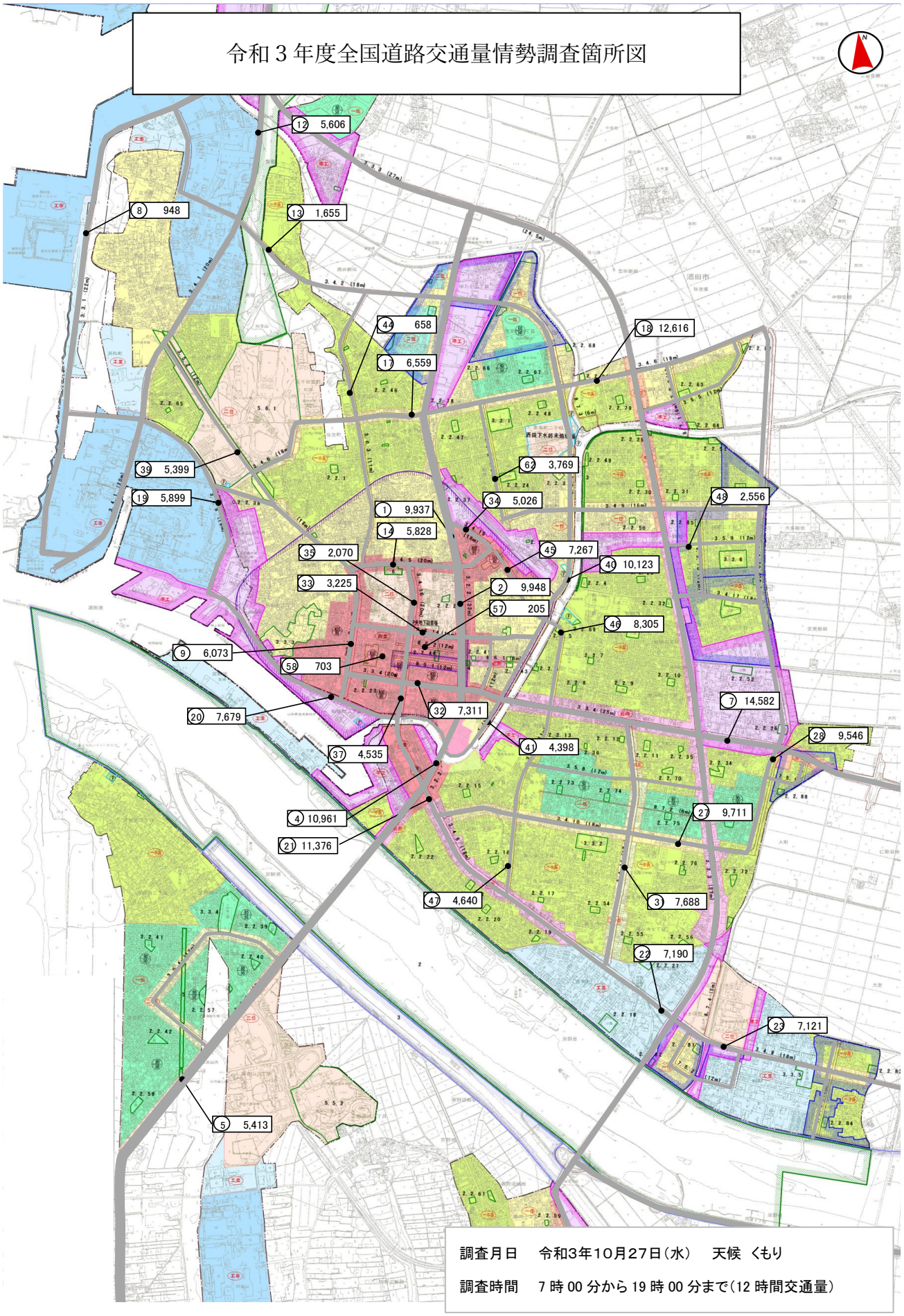
令和3年度全国道路交通情勢調査

◇令和3年10月27日（水）午前7時～午後7時（12時間交通量） ◇天候：曇り

交通量図番号	道路種別	路線名	観測地点名	自動車類 （台／12時間）			ピーク時間交通量 （台／時）		過年度自動車類 （台／12時間）						自動車類伸び率						摘要
									H17年		H22年		H27年		H22／H17		H27／H22		R3／H27		
				小型車	大型車	計	小型車類	大型車類		うち重交通		うち重交通		うち重交通		うち重交通		うち重交通		うち重交通	
1	都	豊里十里塚線	御成町	9,813	124	9,937	931	20	11,972	543	10,814	220	10,208	422	0.90	0.41	0.94	1.92	0.97	0.29	
2	都	豊里十里塚線	相生町一丁目	9,687	261	9,948	931	36	12,058	483	10,996	458	10,891	358	0.91	0.95	0.99	0.78	0.91	0.73	
4	都	豊里十里塚線	山居町一丁目	10,785	176	10,961	1,127	27	12,396	1,501	10,775	536	11,581	266	0.87	0.36	1.07	0.50	0.95	0.66	
5	都	豊里十里塚線	緑ケ丘二丁目	5,295	118	5,413	673	22	6,227	389	5,154	327	5,826	380	0.83	0.84	1.13	1.16	0.93	0.31	
7	都	酒田余目線	東町二丁目	13,991	591	14,582	1,552	75	10,792	951	10,806	756	10,431	922	1.00	0.79	0.97	1.22	1.40	0.64	
8	都	大浜宮海線	宮海	602	347	949	106	52			1,253	249	1,603	523					0.59	0.66	
9	都	寿町船場町線	日吉町二丁目	5,925	151	6,076	637	25	6,282	317	5,801	298	6,072	167	0.92	0.94	1.05	0.56	1.00	0.90	
12	都	岸壁宮海線	高砂	4,508	1,152	5,660	880	159			5,012	969	5,398	897					1.05	1.28	
13	都	東泉町古湊線	西野町	1,592	64	1,656	225	10	2,153	90	2,191	65	1,817	0	1.02	0.72	0.83	0.00	0.91	0.00	
14	都	酒田駅築港線	中央西町	5,611	217	5,828	655	30	6,758	296	6,295	348	5,832	250	0.93	1.18	0.93	0.72	1.00	0.87	
17	都	光ケ丘上安町線	北千日町	6,323	236	6,559	810	39	8,355	394	7,679	442	7,170	149	0.92	1.12	0.93	0.34	0.91	1.58	
18	都	光ケ丘上安町線	下安町	12,264	340	12,604	1,205	53	14,461	822	13,079	344	12,731	405	0.90	0.42	0.97	1.18	0.99	0.84	
19	都	大浜小牧線	大浜一丁目	4,894	1,005	5,899	695	133	6,159	964	4,967	692	6,173	964	0.81	0.72	1.24	1.39	0.96	1.04	
20	都	大浜小牧線	本町三丁目	6,722	957	7,679	935	109	11,728	1,444	10,935	2,038	10,380	1,206	0.93	1.41	0.95	0.59	0.74	0.79	
21	都	大浜小牧線	千石町一丁目	10,768	608	11,376	1,073	81	14,696	593	12,091	909	12,328	911	0.82	1.53	1.02	1.00	0.92	0.67	
22	都	大浜小牧線	東両羽町	6,746	444	7,190	730	65	8,736	756	7,941	705	8,158	503	0.91	0.93	1.03	0.71	0.88	0.88	
23	都	大浜小牧線	あきほ町	6,575	546	7,121	671	71	8,182	779	7,346	1,000	8,273	499	0.90	1.28	1.13	0.50	0.86	1.09	
27	都	千石町上安町線	みずほ二丁目	9,429	282	9,711	913	50	9,703	260	9,103	331	8,807	187	0.94	1.27	0.97	0.56	1.10	1.51	
28	都	千石町上安町線	東大町三丁目	9,308	138	9,446	1,053	19	9,860	464	10,434	539	11,593	664	1.06	1.16	1.11	1.23	0.81	0.21	
31	都	大町両羽町線	亀ケ崎三丁目	7,545	143	7,688	832	25	7,974	314	7,035	512	7,938	57	0.88	1.63	1.13	0.11	0.97	2.51	
32	都	本町東大町線	本町二丁目	7,086	225	7,311	696	34			6,615	347	6,715	379					1.09	0.59	
33	都	寿町浜田線	中央東町	4,172	50	4,222	339	10	4,236	256	3,938	155	3,906	113	0.93	0.61	0.99	0.73	1.08	0.44	
34	都	酒田駅幸町線	幸町二丁目	4,839	187	5,026	603	25	5,256	428	5,599	375	4,874	284	1.07	0.88	0.87	0.76	1.03	0.66	
35	都	中央実生橋線	中央西町	1,976	94	2,070	240	14	2,692	170	2,367	139	2,360	115	0.88	0.82	1.00	0.83	0.88	0.82	
37	都	中央実生橋線	本町二丁目	4,372	163	4,535	442	26					4,339	188					1.05		
39	都	光ケ丘高砂線	光ケ丘三丁目	5,232	167	5,399	625	27	6,138	683	5,546	344	5,438	182	0.90	0.50	0.98	0.53	0.99	0.92	
40	都	鶴田橋実小路線	浜田二丁目	9,944	179	10,123	1,047	28	11,847	444	9,257	306	10,482	379	0.78	0.69	1.13	1.24	0.97	0.47	
41	都	鶴田橋実小路線	上本町	4,205	193	4,398	490	31	5,801	294	4,390	211	3,946	167	0.76	0.72	0.90	0.79	1.11	1.16	
44	都	北今町豊里線	北千日町	627	31	658	83	9			862	35	1,181	30					0.56	1.03	
45	都	酒田駅立町線	幸町一丁目	7,036	231	7,267	731	32	7,765	287	7,566	255	7,095	272	0.97	0.89	0.94	1.07	1.02	0.85	
46	都	酒田駅立町線	東栄町	8,107	197	8,304	880	27	9,160	377	8,275	96	8,603	45	0.90	0.25	1.04	0.47	0.97	4.38	
47	都	酒田駅立町線	亀ケ崎四丁目	4,468	172	4,640	519	25	5,490	235	5,014	168	4,926	147	0.91	0.71	0.98	0.88	0.94	1.17	
48	都	新橋大多新田線	曙町一丁目	2,525	31	2,556	269	5	3,228	92	2,920	36	2,956	99	0.90	0.39	1.01	2.75	0.86	0.31	
57	都	中町二番町北線	中町一丁目	198	7	205	35	1	372	15	386	15	279	12	1.04	1.00	0.72	0.80	0.73	0.58	
58	都	中町中央線	中町二丁目	701	0	701	78	0	768	28	658	28	530	35	0.86	1.00	0.81	1.25	1.32	0.00	
62	都	酒田駅酒井新田線	駅東一丁目	3,769	0	3,769	406	0	4,612	122	3,982	49	3,791	47	0.86	0.40	0.95	0.96	0.99	0.00	

（注） 路線種別 ： 都→都市計画道路、 市→市道、 臨→臨港道路。

令和３年度全国道路交通量情勢調査箇所図



調査月日　令和3年10月27日(水)　天候　くもり

調査時間　7 時 00 分から 19 時 00 分まで(12 時間交通量)

資料

酒田市立地適正化計画

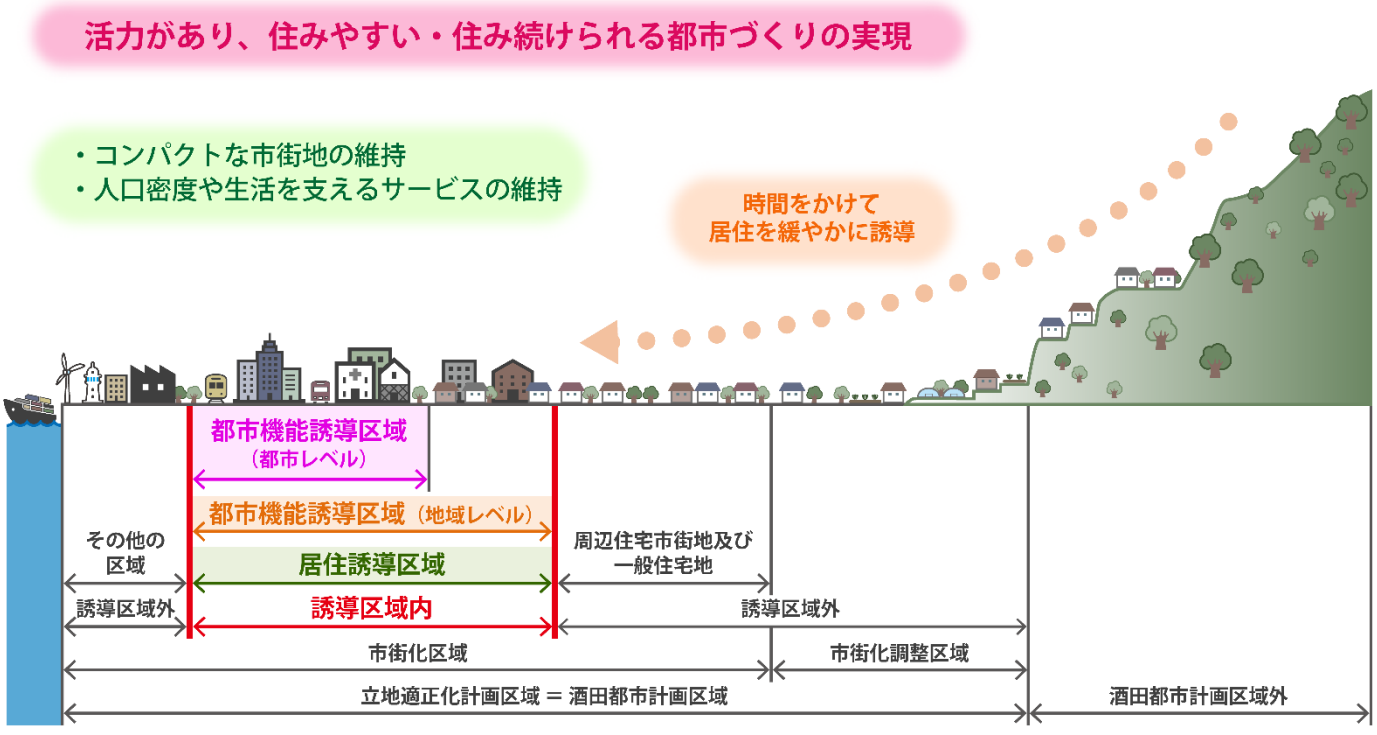
「酒田市立地適性化計画」は、これまで形成してきた「コンパクト」な市街地を維持し、都市機能や居住の適正な立地を促進することで、人口減少が進むなかでも活力があり、住みやすい・住み続けられる都市づくりの実現を図ることを目的とし、平成31年3月に策定、令和元年7月に公表しました。

この計画では、都市全体を見渡しながら居住や都市機能を緩やかに誘導すべき区域（**居住誘導区域**及び**都市機能誘導区域**）を設定し、都市機能誘導区域に誘導する**誘導施設**等を定めています。

■酒田市立地適正化計画で定める区域

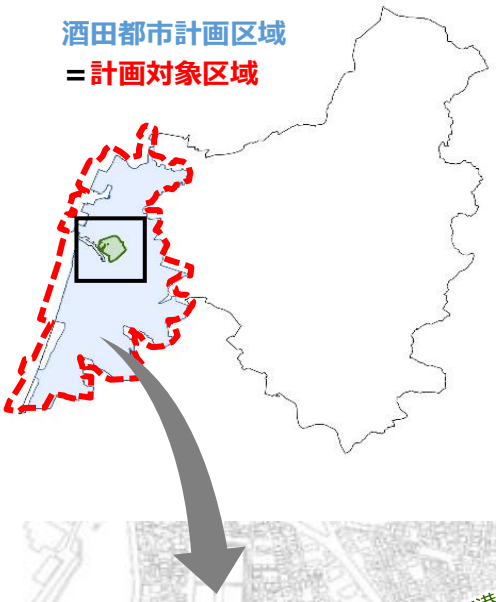
区域名			定義
立地適正化計画区域＝酒田都市計画区域	**誘導区域内**	**居住誘導区域**	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、**居住を誘導**する区域
		都市機能誘導区域（都市レベル）	市民の生活を支える都市機能のうち、市内各所からの利用が見込まれる病院や大型小売店、行政施設などの**「高次都市機能」を誘導・集約**することにより、これらの各種サービスの効率的で持続的な提供を図る区域
		都市機能誘導区域（地域レベル）	市民の生活を支える都市機能のうち、診療所や食料品スーパー等の**「日常生活を支える身近な都市機能」を誘導・集約**することにより、これらの各種サービスの効率的で持続的な提供を図る区域
	誘導区域外	**周辺住宅市街地及び一般住宅地**	マイカー利用・郊外居住型ライフスタイルの受皿として、良好な住環境を備えた市街地を維持・保全する区域
		その他の区域	法令等により住宅の建築が制限されている区域や土砂災害危険箇所、工業系用途地域等の居住に適さない区域
		市街化調整区域	市街化を抑制する区域

■酒田市立地適正化計画で定める区域のイメージ



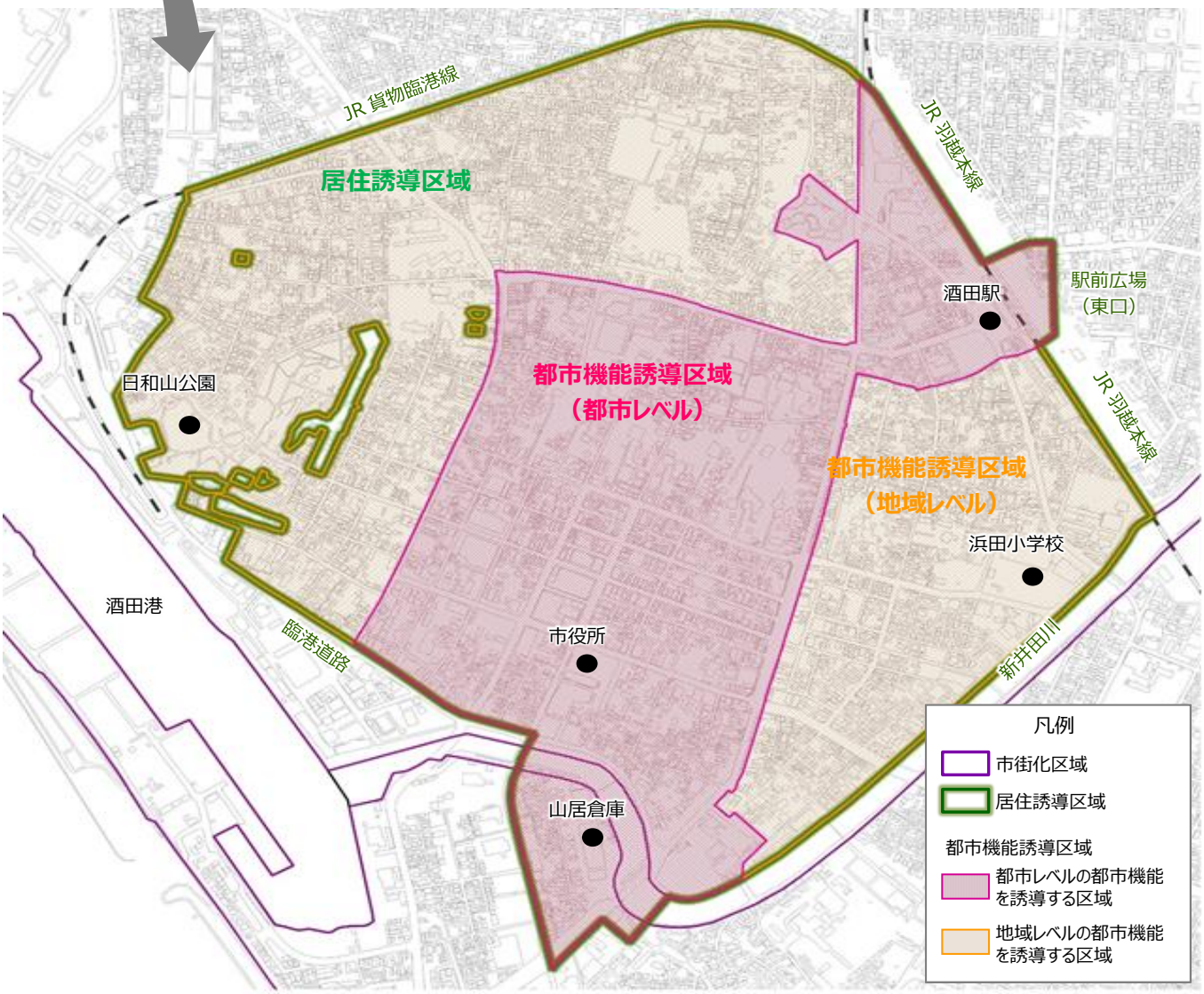
資料

■酒田市立地適正化計画の計画対象区域



■酒田市立地適正化計画で定める誘導施設

誘導施設（11 施設）	
都市レベルの誘導施設（9 施設）	
医療	・一般病床を有する病院
文化	・図書館　・博物館 ・美術館　・興行場
商業	・百貨店　・総合スーパー
行政	・市役所本庁舎
交通	・「バスベイ」に付随する建築物（待合スペース等）
地域レベルの誘導施設（2 施設）	
医療	・診療所
商業	・食料品スーパー



【居住誘導区域】
- ■面　積：246.6 ha
- ■人　口：7,532 人（2026）
- ■人口密度：30.5 人/ha（2026）

【都市機能誘導区域（都市レベル）】
- ■面　積：102.1 ha

【都市機能誘導区域（地域レベル）】
- ■面　積：246.6 ha

※居住誘導区域と都市機能誘導区域（地域レベル）は同じ区域です

◎ 八幡都市計画

Ⅰ．都市計画の構成

1 都市計画区域（都市計画法第 5 条）

※ 　は、酒田都市計画において決定しているものです。

- 区域区分（法第 7 条）
 - 市街化区域及び市街化調整区域
- 地域地区（法第 8 条）
 - 用途地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 田園住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 特別用途地区
 - 大規模集客施設制限地区
 - 特定用途制限地域
 - 特例容積率適用地区
 - 高層住居誘導地区
 - 高度地区、高度利用地区
 - 特定街区
 - 都市再生特別地区、居住調整地域、特定用途誘導地区
 - 防火地域、準防火地域
 - 特定防災街区整備地区
 - 景観地区
 - 風致地区
 - 駐車場整備地区
 - 臨港地区
 - 歴史的風土特別保存地区
 - (第一種・第二種)歴史的風土保存地区
 - 緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域
 - 流通業務地区
 - 生産緑地地区
 - 伝統的建造物群保存地区
 - 航空機騒音障害防止(特別)地区
- 促進区域（法第 10 条の 2）
 - 市街地再開発促進区域
 - 土地区画整理促進区域
 - 住宅街区整備促進区域
 - 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
- 遊休土地転換利用促進地区（法第 10 条の 3）
- 被災市街地復興推進地域（法第 10 条の 4）
- 都市施設（法第 11 条）
 - 交通施設（道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル、その他）
 - 公共空地（公園、緑地、広場、墓園、その他）
 - 供給施設、処理施設（水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、その他）
 - 水路（河川、運河、その他）
 - 教育文化施設（学校、図書館、研究施設、その他）
 - 医療施設、社会福祉施設（病院、保育所、その他）
 - 市場、と畜場、火葬場
 - 一団地の住宅施設
 - 一団地の官公庁施設
 - 流通業務団地
 - 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
 - 一団地の復興再生拠点市街地形成施設
 - 一団地の復興拠点市街地形成施設
 - 電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設
- 市街地開発事業（法第 12 条）
 - 土地区画整理事業
 - 新住宅市街地開発事業
 - 工業団地造成事業
 - 市街地再開発事業
 - 新都市基盤整備事業
 - 住宅街区整備事業
 - 防災街区整備事業
- 市街地開発事業予定区域（法第 12 条の 2）
 - 新住宅市街地開発事業の予定区域
 - 工業団地造成事業の予定区域
 - 新都市基盤整備事業の予定区域
 - 一団地の住宅施設の予定区域
 - 一団地の官公庁施設の予定区域
 - 流通業務団地の予定区域
- 地区計画等（法第 12 条の 4）
 - 地区計画
 - 防災街区整備地区計画
 - 歴史的風致維持向上地区計画
 - 沿道地区計画
 - 集落地区計画

2 準都市計画区域（法第 5 条の 2）

用途地域、特別用途地区、高度地区、景観地区、風致地区等

Ⅱ. 土地利用

1 都市計画区域

自然的･社会的条件や人口、土地利用、交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定しています。

八幡都市計画では、昭和 35 年 11 月 25 日に旧都市計画法の適用を受け、同年 12 月に「八幡都市計画区域」1,908ha を設定しました。その後、昭和 43 年に新都市計画法に基づいて区域の再検討を行い、現在、625ha を決定しています。

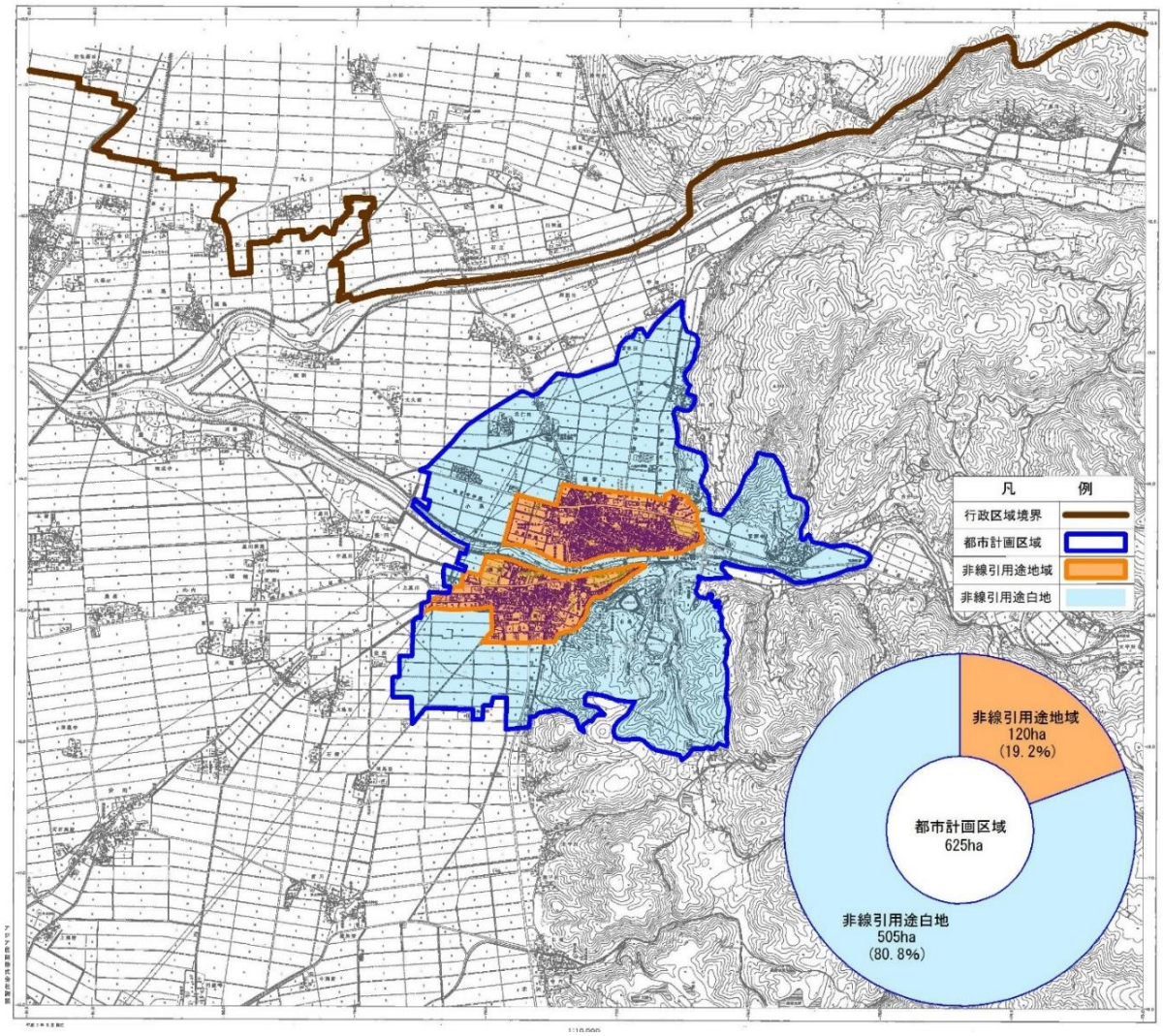
	都市名	行政区域		都市計画区域		当初決定年月日	最終決定年月日
		面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)		
八幡都市計画	酒田市	60,298	91,487	625	2,749	昭和 35 年 12 月 19 日	昭和 43 年 7 月 24 日

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

○ 八幡都市計画区域変更の主な経緯

告示年月日	面積	備考
当初決定　昭和 35 年 12 月 19 日	1,908ha で決定	
第1回変更　昭和 43 年 7 月 24 日	625ha に変更	

八幡都市計画区域図



2 地域地区

(1) 用途地域

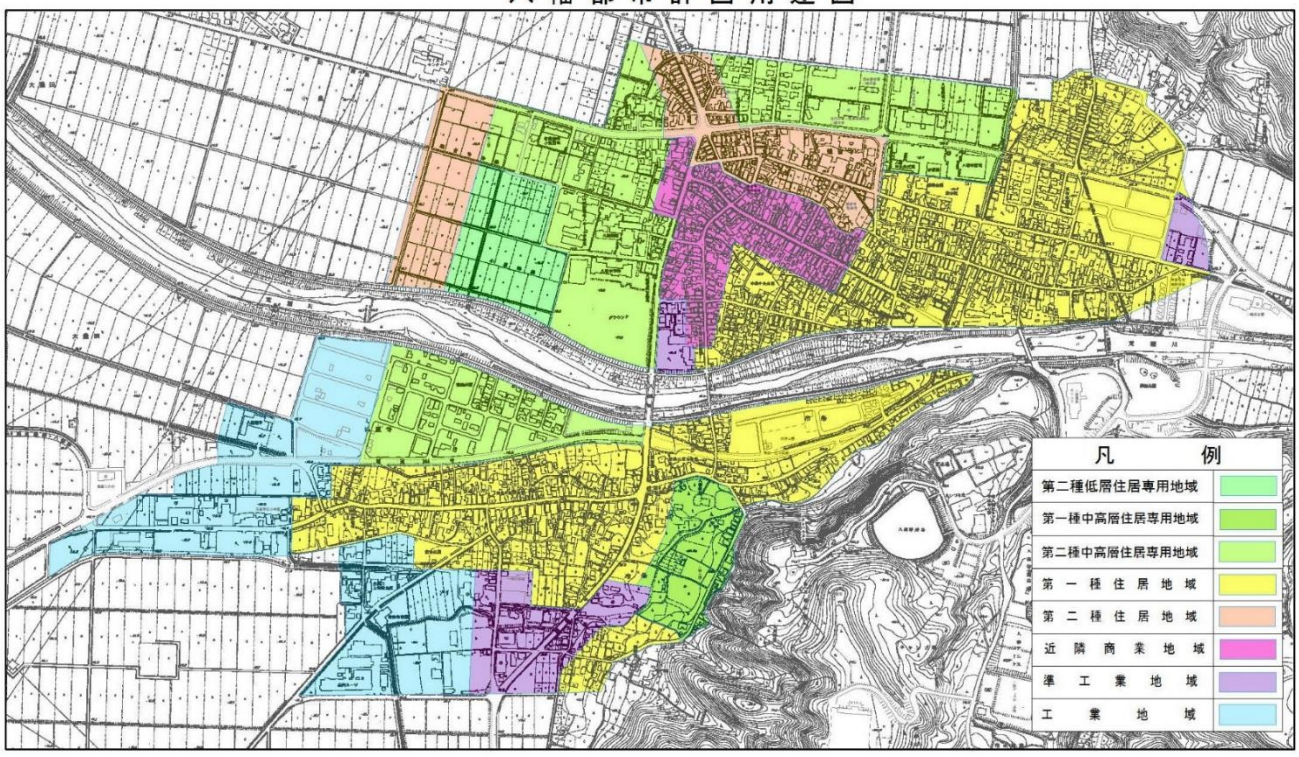
用途地域は、建築物の用途や容積率、建ぺい率などに対して一定の規制を行うことにより、用途地域内における生活環境の向上と商工業の利便の増進を図ることを目的に定められています。

八幡都市計画では、昭和 48 年に当初決定しています。

現在の用途地域は、居住環境保護や多様化した市街地への適切な対応を目的とした平成 4 年の都市計画法及び建築基準法の改正を受け、平成 7 年に用途地域を 8 種類から 12 種類に細分化して指定替えしたものです。

用途地域			酒田市（八幡）	
区分	容積率（%）	建ぺい率（%）	面積（ha）	比率（%）
第一種低層住居専用地域	—	—	—	—
第二種低層住居専用地域	100	60	4.4	3.7
第一種中高層住居専用地域	200	60	3.2	2.7
第二種中高層住居専用地域	200	60	22.4	18.6
第一種住居地域	200	60	45.0	37.5
第二種住居地域	200	60	9.6	8.0
準住居地域	—	—	—	—
田園住居地域	—	—	—	—
近隣商業地域	200	80	7.3	6.1
商業地域	—	—	—	—
準工業地域	200	60	6.1	5.1
工業地域	200	60	22.0	18.3
工業専用地域	—	—	—	—
計			120.0	100.0
当初／最終決定年月日			昭和 48 年 7 月 20 日 平成 7 年 6 月 26 日	

八 幡 都 市 計 画 用 途 図



○ 用途地域における建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限
□ 建てられる用途
■ 建てられない用途
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ▲ は、面積、階数等の制限あり

		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住居、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50 ㎡以下かつ建築物の延べ面積の 2 分の 1 未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が 150 ㎡以下のもの	■	①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	① 日用品販売店、食堂、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2 階以下。 ② ①に加え、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2 階以下。 ③ 2 階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。 ⑤ 酒田都市計画のうち、遊佐町のみ。 ⑥ 農産物直売所、農家レストランのみ。2 階以下。
	店舗等の床面積が 150 ㎡を超え、500 ㎡以下のもの	■	■	②	③	○	○	○	⑥	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 500 ㎡を超え、1,500 ㎡以下のもの	■	■	■	③	○	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 1,500 ㎡を超え、3,000 ㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 3,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以下のもの	■	■	■	■	■	○	○	■	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が 10,000 ㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	⑤	■	■	
事務所等	事務所等の床面積が 150 ㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	■	○	○	○	○	○	▲ 2 階以下
	事務所等の床面積が 150 ㎡を超え、500 ㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	■	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500 ㎡を超え、1,500 ㎡以下のもの	■	■	■	▲	○	○	○	■	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500 ㎡を超え、3,000 ㎡以下のもの	■	■	■	■	○	○	○	■	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000 ㎡を超えるもの	■	■	■	■	■	○	○	■	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		■	■	■	■	▲	○	○	■	○	○	○	■	■	▲ 3,000 ㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	■	■	■	■	①	○	○	■	○	○	○	○	■	① 3,000 ㎡以下 ② 10,000 ㎡以下 ③ 客席 200 ㎡未満 ④ 個室付浴場等を除く
	カラオケボックス等	■	■	■	■	■	○	○	■	○	○	②	○	○	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等	■	■	■	■	■	②	②	■	○	○	②	②	■	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	■	■	■	■	■	■	③	■	○	○	②	■	■	
	キャバレー、個室付浴場等	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	④	■	■	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	■	
	大学、高等専門学校、専修学校等	■	■	○	○	○	○	○	■	○	○	○	■	■	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	■	■	○	○	○	○	○	■	○	○	○	■	■	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	■	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 600 ㎡以下
	自動車教習所	■	■	■	■	▲	○	○	■	○	○	○	○	○	▲ 3,000 ㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（付属車庫を除く）	■	■	▲	▲	▲	▲	○	■	○	○	○	○	○	▲ 300 ㎡以下 2 階以下
	建築物付属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の 1/2 以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	① 600 ㎡以下 1 階以下 ② 3,000 ㎡以下 2 階以下 ③ 2 階以下
		※ 一団地の敷地内について別に制限あり													
	倉庫業倉庫	■	■	■	■	■	■	○	■	○	○	○	○	○	
	畜舎（15 ㎡を超えるもの）	■	■	■	■	▲	○	○	■	○	○	○	○	○	▲ 3,000 ㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が 50 ㎡以下	■	▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2 階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	■	■	■	■	①	①	①	■	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50 ㎡以下 ②150 ㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	■	■	■	■	■	■	■	■	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
	自動車修理工場	■	■	■	■	①	①	②	■	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50 ㎡以下 ② 150 ㎡以下 ③ 300 ㎡以下 原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量 量が非常に少ない施設	■	■	■	①	②	○	○	■	○	○	○	○	○	① 1,500 ㎡以下 2 階以下 ② 3,000 ㎡以下
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量 量が少ない施設	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量 量がやや多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	○	
	火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量 量が多い施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要													

注）本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

(2) 特別用途地区

① 大規模集客施設制限地区

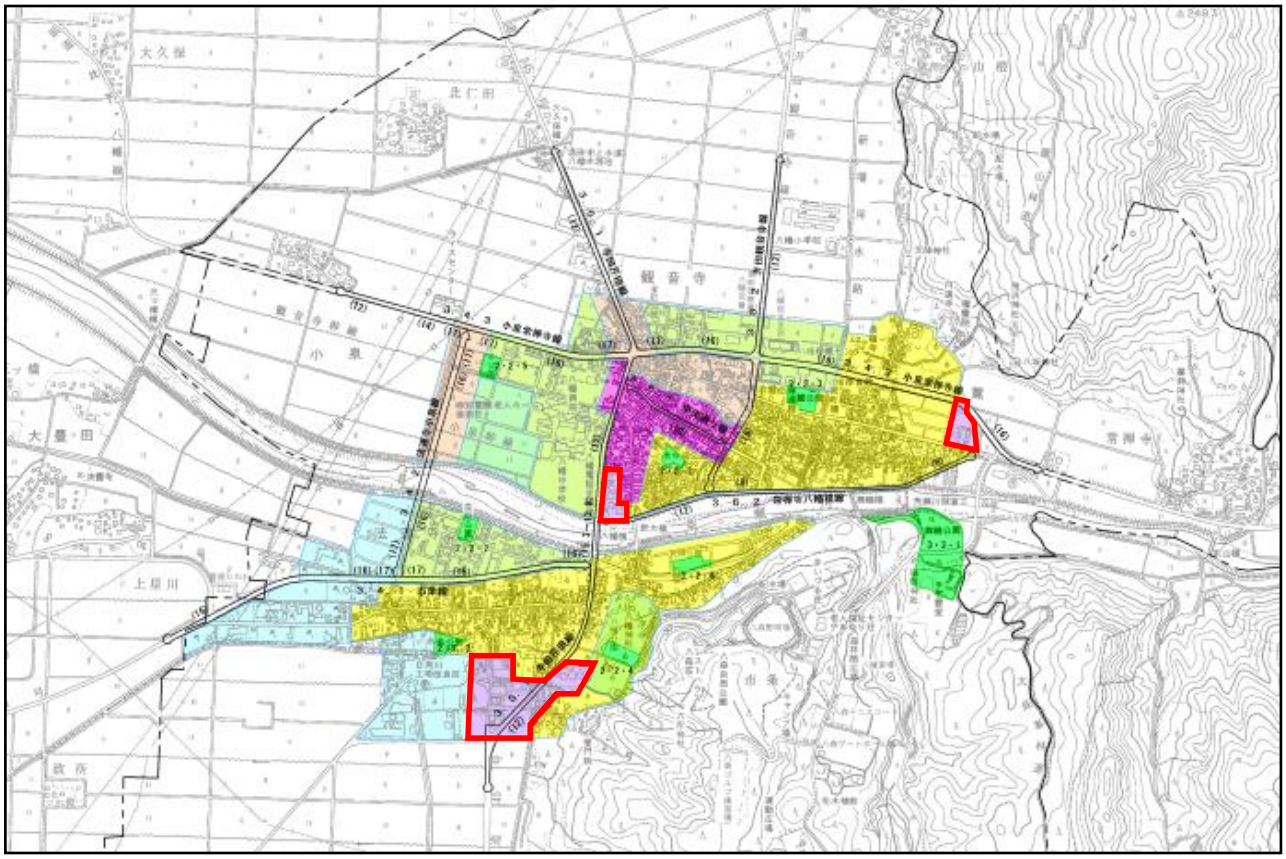
大規模集客施設制限地区は、都市の機能がバランス良く配置されたコンパクトなまちづくりを実現し、中心市街地の活性化を図るために、大規模集客施設の立地を制限する地区です。

本市では、市内の準工業地域の全域を決定しています。(遊佐町の準工業地域を除く)

区域	面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号
八幡都市計画	約 6.1	平成 21 年 2 月 17 日 酒田市告示第 40 号	―

・ 大規模集客施設とは

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する部分(売り場等のほか、通路、バックヤード等を含みますが、駐車場は除きます。また劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限ります。)の床面積の合計が 10,000 ㎡を超えるものです。



Ⅲ. 都市施設

1 交通施設

(1) 道路

八幡都市計画道路は、昭和 36 年に 5 路線、延長 7,240m を決定して以来、昭和 54 年、昭和 57 年に都市機能の向上を図るため幹線街路の起終点及び幅員の見直しを行い、昭和 63 年に一部道路区域を変更し、現在 7 路線、延長約 8,090m を決定しています。

都市計画道路総括

路線数	計画延長	完成(換算)延長	整備率
7 路線	約 8,090m	約 4,520m	55.90%

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

幹線街路

番号	名称	幅員(m)	車線数	計画延長(m)	完成(換算)延長(m)	当初決定年月日	最終決定年月日
3･4･1	市条線	16	―	1,200	―	昭和 36 年 12 月 16 日	昭和 63 年 6 月 7 日
3･4･2	法連寺小泉線	16	―	690	―	昭和 54 年 7 月 2 日	昭和 63 年 6 月 7 日
3･4･3	小泉常禅寺線	16	―	1,980	1,650	昭和 36 年 12 月 16 日	昭和 63 年 6 月 7 日
3･5･1	寺田芹田線	12	―	1,920	1,920	昭和 36 年 12 月 16 日	昭和 57 年 8 月 25 日
3･5･2	升田観音寺線	12	―	940	650	昭和 36 年 12 月 16 日	昭和 54 年 7 月 2 日
3･6･1	中央通り線	10	―	300	300	昭和 36 年 12 月 16 日	―
3･6･2	常禅寺八幡橋線	8	―	1,060	―	昭和 36 年 12 月 16 日	昭和 54 年 7 月 2 日
計 7 路線				8,090	4,520		

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

【 都市計画道路の標記方法 】

3 ・ 4 ・ 1 市条線

道路名 道路の基点及び終点の地名を基本とする

一連番号 区分毎の一連番号

規模

1 (幅員 40m 以上)
2 (幅員 30m 以上 40m 未満)
3 (幅員 22m 以上 30m 未満)
4 (幅員 16m 以上 22m 未満)
5 (幅員 12m 以上 16m 未満)
6 (幅員 8m 以上 12m 未満)
7 (幅員 8m 未満)

区分

1 自動車専用道路 (高速道路等、専ら自動車の交通の用に供する道路)
3 幹線街路 (都市の主要な骨格をなす道路)
7 区画街路 (近隣住区等の地区における宅地の利用に供する道路)
8 特殊街路 (歩行者専用、自転車道又は自転車歩行者道)
9 特殊街路 (都市モノレール専用道等)



寺田芹田線

2 公共空地

公園は、私たちの生活にゆとりと安らぎをもたらす憩いの場であるとともに、増大する余暇活動の場として、また市街地においては、環境保全、景観の向上あるいは災害の防止または緩和、避難・救助活動の場の提供など多面的な機能を有する都市の根幹的な施設です。

八幡都市計画公園は、街区公園 7 箇所を決定し、そのうち 6 箇所を供用開始しているほか、近隣公園 1 箇所、計画決定以外に 2 箇所の公園を設置しています。

昭和 57 年には、良好な自然環境の保全、レクリエーション、防災の 3 つの観点から緑地の配置計画を示し、緑豊かで魅力的な都市づくりを目的とする「緑のマスタープラン」を策定しています。

公園 総括表

種別	計画決定		開設済		整備率 (%)	都市計画区域内人口(人)	一人当たり供用面積(㎡)
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)			
街区公園	7	1.92	6	1.67	87.0	2,964	5.22
近隣公園	1	2.00	1	1.96	98.0		6.13
(計画決定外公園)	—	—	(3)	(0.27)	—		(0.84)
公園 計	8	3.92	7 (10)	3.63 (3.90)	92.6		11.35 (12.19)

()内は、計画決定外の公園を含む数値です。 (令和 8 年 3 月 31 日現在)

(1) 公園

街区公園

番号	名称	位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
2・2・1	小泉中央公園	小泉字上川原	0.23	0.23	昭和 48 年 7 月 20 日	平成 17 年 9 月 26 日
2・2・2	市条公園	市条字村ノ前	0.26	0.26	昭和 50 年 3 月 20 日	—
2・2・3	麓公園	観音寺字町後	0.34	0.34	昭和 50 年 3 月 20 日	昭和 51 年 8 月 25 日
2・2・4	八幡公園	市条字山本	0.25	—	昭和 50 年 3 月 20 日	—
2・2・5	道南公園	小泉字道南	0.33	0.33	昭和 50 年 3 月 20 日	平成 18 年 11 月 22 日
2・2・6	天神公園	市条字上川原	0.28	0.28	昭和 55 年 3 月 5 日	平成 17 年 10 月 3 日
2・2・7	荒瀬公園	市条字荒瀬	0.23	0.23	平成 5 年 1 月 26 日	—
計 7 箇所			1.92	1.67		

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

【 都市計画公園の標記方法 】

2 ・ 2 ・ 1 小泉中央公園

- 公園名: 地域に親しみやすく、わかりやすい名称
- 一連番号: 区分毎の一連番号
- 規模
 - 2 (面積 1ha 未満)
 - 3 (面積 1ha 以上 4ha 未満)
 - 4 (面積 4ha 以上 10ha 未満)
 - 5 (面積 10ha 以上 50ha 未満)
 - 6 (面積 50ha 以上 300ha 未満)
 - 7 (面積 300ha 以上)
- 区分
 - 2 街区公園 (街区内に居住する者の利用に供する公園)
 - 3 近隣公園 (近隣に居住する者の利用に供する公園)
 - 4 地区公園 (徒歩距離圏内に居住する者の利用に供する公園)
 - 5 総合公園 (市町村の区域内に居住する者の総合的な利用に供する公園)
 - 6 運動公園 (運動の用に供する公園)
 - 7 特殊公園 (風致の享受の用に供する公園)
 - 8 特殊公園 (動植物公園、史跡公園その他特殊の利用を目的とする公園)
 - 9 広域公園 (市町村の区域を越える広域のレクリエーション需要の充足を目的とする公園)

近隣公園

番号	名称	位置	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)	当初決定年月日	最終決定年月日
3･3･1	舞鶴公園	麓字緑沢	2.00	1.96	昭和 43 年 8 月 5 日	平成 19 年 12 月 3 日
計 1 箇所			2.00	1.96		

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

計画決定外都市公園

No.	名称	位置	開設面積 (ha)	供用年月日
1	栄町公園	観音寺字町後	0.05	平成 17 年 8 月 1 日
2	荒町公園	麓字横道	0.14	平成 17 年 8 月 1 日
3	法連寺公園	法連寺字瓦川原	0.08	平成 26 年 4 月 1 日
計 3 箇所			0.27	

（令和 8 年 3 月 31 日現在）



舞鶴公園



天神公園

3 供給施設又は処理施設

(1) 下水道

○ 公共下水道

下水道は、快適な生活環境をもたらすとともに、雨水による浸水防除、河川等の公共用水域の水質保全を図るために欠くことのできない施設です。

八幡都市計画では、平成 2 年に 144ha を八幡公共下水道の処理区域とし、都市計画決定しています。

下水道事業は、平成 3 年に事業認可を受けて着手し、平成 6 年に八幡浄化センターが供用開始されています。

排水区域

区分	名称	計画内訳		施行済		当初／最終決定年月日
		排水区数	排水面積 (ha)	排水面積 (ha)	整備率 (%)	
雨水	観音寺排水区	1	49.0	49.0	100.0	平成 2 年 12 月 4 日 ―
	荒町排水区	2	16.0	0.0	0.0	
	市条排水区	1	36.0	36.0	100.0	
	横枕排水区	2	12.0	0.0	0.0	
	法連寺排水区	3	7.0	0.0	0.0	
	計	9	120.0	85.0	70.8	
汚水	八幡処理区	1	144.0	127.0	88.2	
	計	1	144.0	127.0	88.2	

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

下水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
放流渠 観音寺幹線	大久保字本久保 小泉字道南	大久保字本久保 大久保字本久保	

その他の施設

内訳	位置	区分	面積
小泉中継ポンプ場	小泉字道南	分　流	約　30 ㎡
市条中継ポンプ場	市条字荒瀬	分　流	約　30 ㎡
八幡浄化センター	大久保字本久保地内	―	約 11,600 ㎡

4 火葬場

名称	位置	面積	当初／最終決定年月日
酒田市八幡斎場	麓字緑沢	約 3,900 ㎡	平成 元年 8 月 31 日 平成 18 年 11 月 22 日

Ⅳ. 資料

土地区画整理事業

番号	名称	施行者	施行地区	用途地域	都市計画決定		事業期間	面積(㎡)	備考
					当初決定	最終決定			
1	市条	組合	市条	2種住専			S62～H 3	32,456	

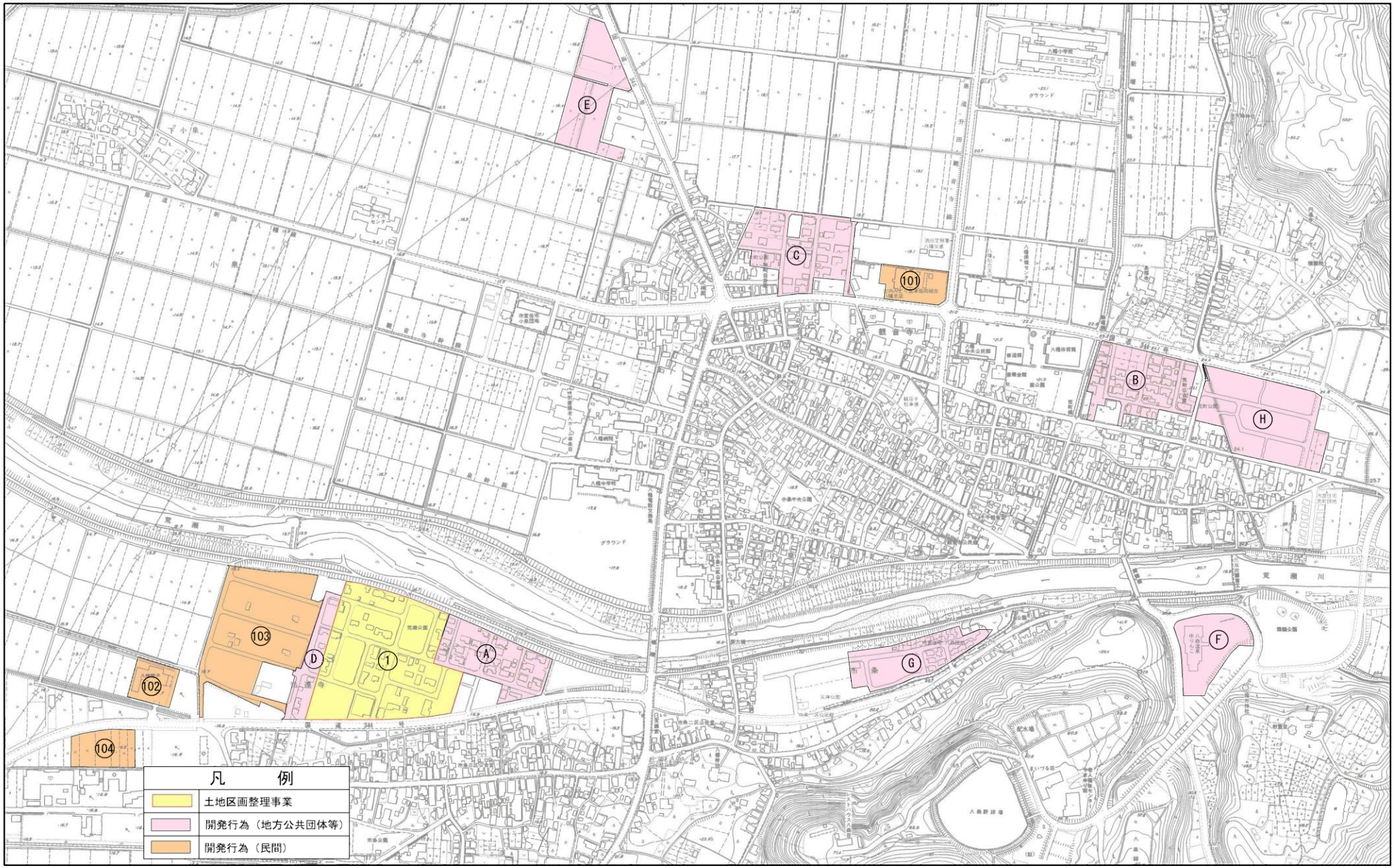
開発行為（地方公共団体）

番号	地区	施行者	用途地域	事業期間	面積(㎡)	備考
A	法連寺字与作新田地内	八幡町	2 種住専	S53. 9～S53.10	11,279	
B	観音寺字前田地内	八幡町	住居	S54.12～S55. 4	13,086	
C	麓字荒町地内	八幡町	住居、2 種住専	S57. 7～S57.10	13,791	
D	法連寺字川原地内	八幡町	2 種住専	H 6. 8～H 7. 1	4,972	
E	北仁田字石田地内	八幡町		H 6.10～H 7. 3	12,111	
F	麓字舞鶴山、緑沢地内	八幡町		H 7. 6～H 7. 9	8,501	
G	市条字上川原地内	八幡町	第 1 住居	H 9. 4～H 9. 9	10,609	
H	麓字横道地内	八幡町	第 1 住居、準工	H10. 8～H12. 4	18,378	

開発行為（民間）

番号	地区	用途地域	事業期間	面積(㎡)	備考
101	観音寺字前田地内	2 種住専	S54. 6～S54.12	5,546	
102	法連寺字茅針谷地地内	工業	S60.12～S61. 6	3,251	
103	法連寺字川原地内	工業	H12. 9～H13. 3	24,504	
104	法連寺字茅針谷地地内	工業	H20. 9～H21. 4	4,399	
105	市条字水上地内	1 種住居	R4. 4～R4. 8	3, 929	

土地区画整理事業及び開発行為実施箇所図　（令和8年3月31日現在）



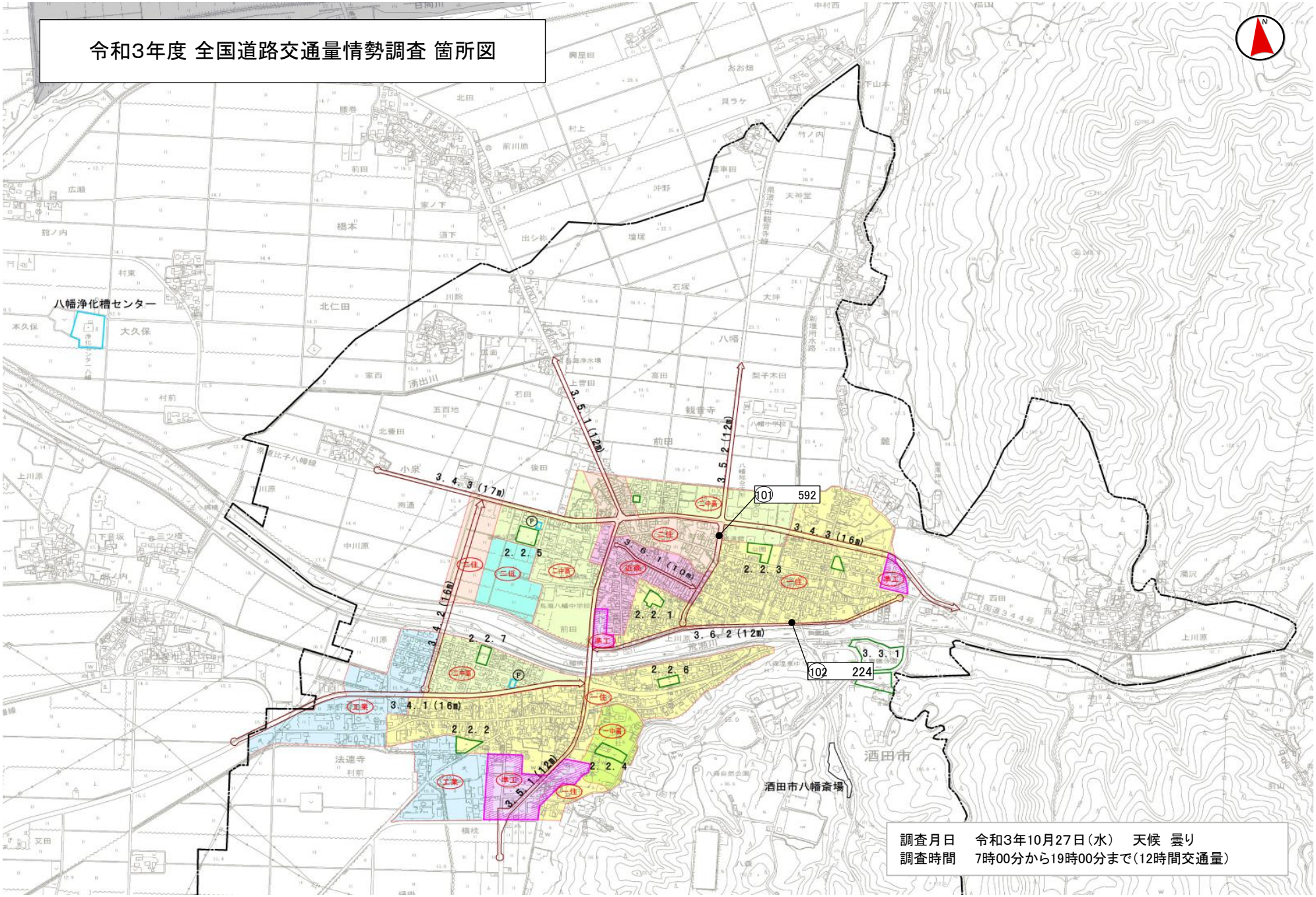
令和3年度全国道路交通情勢調査

◇令和3年10月27日（水）午前7時～午後7時（12時間交通量） ◇天候：曇り

交通量図番号	道路種別	路線名	観測地点名	自動車類（台／12時間）			ピーク時間交通量（台／時）		過年度自動車類 （台／12時間）						自動車類伸び率						摘要
				小型車	大型車	計	小型車類	大型車類	H17年	うち重交通	H22年	うち重交通	H27年	うち重交通	H22／H17	うち重交通	H27／H12	うち重交通	R3／H27	うち重交通	
101	都	升田観音寺線	観音寺	542	50	592	63	9					512	68					1.16	0.74	
102	都	常禅寺八幡線	小泉	223	1	224	33	1					312	14					0.72	0.07	

（注）路線種別 ： 都→都市計画道路

令和3年度 全国道路交通量情勢調査 箇所図



令和8年 10 月

［編集・発行］

山形県 酒田市 企画部 都市デザイン課

〒998－8540

山形県酒田市本町二丁目2番45号

電話：（0234）26－5746

FAX：（0234）26－6482

ﾒｰﾙ： toshi-design@city.sakata.lg.jp

ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ： http://www.city.sakata.lg.jp/